

令和4年12月8日（木曜日）

令和4年度南三陸町議会12月会議会議録

（第3日目）

令和4年12月8日(木曜日)

応招議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
保健福祉課長	高橋晶子君

農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
上 下 水 道 事 業 所 長	糟 谷 克 吉 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博
主 事	浅 野 舞 祐

議事日程 第3号

令和4年12月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第37号 南三陸町犯罪被害者等支援条例制定について
- 第 5 議案第38号 南三陸町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 第 6 議案第39号 南三陸町個人情報保護法施行条例制定について
- 第 7 議案第40号 南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第41号 南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 9 議案第42号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例制定について
- 第10 議案第43号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の
特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 4 4 号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 4 5 号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 4 6 号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議案第 4 7 号 南三陸町郷土文化保存伝習館設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 第 1 5 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 6 議案第 4 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 7 議案第 5 0 号 町道路線の認定について
- 第 1 8 議案第 5 1 号 町道路線の変更について
- 第 1 9 議案第 5 2 号 町道路線の変更について
- 第 2 0 議案第 5 3 号 町道路線の変更について
- 第 2 1 議案第 5 4 号 町道路線の変更について
- 第 2 2 議案第 5 5 号 町道路線の変更について
- 第 2 3 議案第 5 6 号 財産の取得について
- 第 2 4 議案第 5 7 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 2 5 議案第 5 8 号 字の区域の変更について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

新型コロナウイルス、なかなか勢いが止まらないようです。直近1週間の人口10万人当たりの感染者数は、宮城県が最多の1,007人だそうです。さらに感染防止に努めていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、伊藤俊君。質問件名1、産業基盤強化と住民所得の向上について。2、自主防災体制の維持強化と地域福祉の充実について。以上2件について、伊藤俊君の登壇、発言を許します。1番伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

通告7番、一般質問させていただきます。議長の許可をいただきまして登壇の上、こちらから一般質問、今回で5回目でございますが、昨日の後藤議員の33回という数字を聞いて、やっぱり私も改めて気を引き締めなければと思いました。やはり1回1回の一般質問ですね、

全力で向き合いたいと思います。

冒頭議長よりもありましたが、新型コロナウイルス感染症、本当にまだまだ大変な状況続いております。2022年から2023年に向かおうとする現在、実は今、半年前からもう、多分話したと思うんですが、消費者物価の上昇、エネルギー価格の高騰問題だけでなくあらゆる経済活動の支障が、私たちの命を脅かす時代になってきていると感じさせるようになっております。経済対策と福祉向上という生活基盤を支える両輪を同時に走行させていくことは簡単ではありませんが、当12月議会における一般質問においても、今まで重ねてきた産業基盤のテーマとかですね、ブラッシュアップできるよう質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは質問1件目、読み上げます。

産業基盤強化と住民所得の向上についてでございます。

今、申し上げましたとおり、世界的な気候変動、不安定な世界情勢により、燃料不足、輸送コストの増加、肥料、飼料を含めた供給環境の不安定に起因する物価高が私たちの生活を直撃しております。10月だけでも6,500品目の値上げが実施されており、町全体の産業や町民生活への影響の大きさを鑑みて、対策の考え方と求められる基盤強化について、以下の点を伺います。

1、農業資材、肥料、飼料の高騰により生産コストが増大しています。国、県が既に農協などを通じて支援をしておりますが、町としての支援策を伺います。

2、町の面積の8割を占める山林の保護、林業政策の進捗について伺います。

3、漁業環境の変化への対策、全体的な漁業収益確保への対策を伺います。

4、多様な産業の育成と職業選択に向けた取組についていかがお考えでしょうか。

5、女性の就労環境の整備、職業選択の多様性を高めるための取組や、そのことによる産業基盤の底上げ、持続強化について伺います。

以上、壇上より質問でございます。答弁よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、伊藤議員の御質問1点目ですね、農業資材、肥料、飼料の高騰対策についてお答えをさせていただきます。

物価高騰対策に係る農業支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、燃油価格高騰に対する燃油購入補助、肥料価格高騰に対する肥料購入

補助、飼料価格高騰に対する畜産農家への支援を、今議会に付議の一般会計補正予算に計上いたしておりますので、後ほど議案の際にまた改めて御質問いただければと思います。

次、2点目になります。林業政策の進捗についてですが、本町の山林面積は約1万2,000ヘクタールとなっておりますが、木価の長期低迷等により手入れがされていない民有林の整備が課題となっております。平成31年4月から森林経営管理法による森林経営管理制度が始まり、その財源として本町にも森林環境譲与税が譲与されております。本町では、その財源を使って森林作業道の整備などを実施をいたしております。今年度につきましては、林道等の整備、地域林政アドバイザーの専門的識見を活用した森林経営計画の適正な見直しなどの実施、森林所有者の意向確認結果を基にした民有林の集約化等を計画する予定としております。今後は、森林環境譲与税を活用し具体的森林施業や、林道、作業道の整備を進めるほか、FSC材を活用した木育の支援などの取組も検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目についてですが、ここ数年の気候変動や海況変動は、本町の漁業環境に様々な影響を与えているところであります。御承知のように、海水温の上昇は世界的に大きな問題としてテレビなどで報道されておりますが、この三陸沖の海域でも例外ではありません。特に冬の海水温の数値で言いますと、100年の間で約1.2度C上昇しているところであります。また、志津川湾の冬の海水温につきましてもここ数年高水温で推移しているため、南方系の魚が越冬することができる環境となり、今まで見られなかったタチウオやイセエビ、コブダイなどのいわゆる暖水系の生物が市場に水揚げされるようになっております。

一方、市場の水揚げ量は減っており、震災後一番の水揚げ量があった平成25年度の約8,500トンが、令和に入ると3,000トンから5,000トンまで減少しております。

こうした変化する漁業環境に対応しかつ安定的な収入を得るためには、つくり育てる漁業や、現在減少傾向にある水産資源を管理した資源管理型漁業、近年増加傾向にある暖水系魚種を含めた未利用魚種の積極的な利用など、環境の変化に柔軟かつ迅速に対応した漁業への転換が非常に重要だと感じております。また海域の変化をいち早く知り、対応していくためには、調査研究によるモニタリングを続けていくことが大切だと考えております。

町内では、定置網漁業、漁船漁業、カキやワカメ、ギンザケ等の養殖漁業が盛んに行われております。町ではこれら漁業への支援を継続的に行ってまいりました。また、漁協へのアワビ稚貝の補助を通じて、磯根資源の回復にも努めているところであります。最近では、民間事業者によりウニやナマコなどが陸上で養殖されるようになりました。これまでの海の養殖だけではなく、今後は陸の養殖についても支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、全体的な漁業収益確保対策についてですが、近年の不漁や新型コロナウイルス感染症拡大、そして原油価格高騰などの影響により漁業者の収益は落ち込んでおります。漁業者が安定した収入を得るためには、先ほどお答えしましたとおりつくり育てる漁業や、資源管理型漁業、新たな漁獲対象魚種の転換など柔軟な対応が必要だと考えております。このことから、町では養殖業への支援やアワビ稚貝放流への補助、そして近年漁獲量は減ってはいますがサケのふ化放流事業も実施をしております。その他、市場に水揚げされた魚の値段が少しでも上がるよう漁協と協力し市場買受人の融資に取り組んでおり、また南三陸の魚介類のPRのためおすばでまつりをはじめとした水産物のお祭りを実施しているところであります。今後は、これまで利用されてこなかった新たな魚介類への対応や、水揚げ量の確保に向けた対策のほか、未利用資源を含む捕れた水産物の価格上昇に向けた取組など、多角的に行っていきたいと考えているところであります。

次、4点目になりますが、地域経済の基盤となる資源活用型の事業創出を図り、地域の活性と雇用の拡大を目的に認定特定支援創業支援事業者への業務委託によりまして、町内外の創業希望者を対象に事業運営講座や相談窓口業務等に取り組んでおります。さらに、地域資源を活用した起業者に対しては、起業支援補助金の交付による支援策も図っております。今後もこれらの事業実績等を検証するとともに、関係機関との意見交換等を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

最後に5点目になりますが、女性の就労環境についてであります。今年度町の無料職業紹介所への相談件数は延べ648件となっております。このうち女性は308人となっており、女性の利用率は63.3%となっております。町としてこれまで女性の就労環境の整備等に特化した事業は実施しておりませんが、圏域ではみやぎシゴトサポーター気仙沼において11月に女性限定の合同企業説明会を実施しており、気仙沼市内の介護施設等6事業者が参加し16名ほどの来場があったと伺っております。これらの結果や、関係機関及び紹介所利用者からのニーズを踏まえながら、当町での開催について検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、ここからは自席から、今御答弁いただきました内容も踏まえて質問させていただきたいと思っております。

まず、1から5まで質問項目、今丁寧に答弁いただきまして、ある程度内容は把握いたしました。ちょっと踏み込んでいく前に、まず一番初めに町長にお伺いしたいんですが、やはりこの今の問題ですね、物価高騰やエネルギー価格の高騰、さらに自然環境の変化によるいろ

いろな産業の対策の難しさについて、今の御答弁の中でも言及ありました。町長自身、どのようにこの問題を分析というか、印象というか、もしくはそこに危機感ですね、危機感をお持ちでしょうかという、その点のお考えをまずはお聞かせいただきたく質問いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 危機感はね、もちろん、日々の生活の中で町民の皆さんからも様々な御意見をいただいておりますし、先日も気仙沼の広域の議会がありまして、補正予算の中でリアスーク美術館の電気料が1.5倍ということで、大変身近なところでそういった物価高騰、あるいは電気エネルギーの高騰等がもう色濃く影響が及んでいるということを考えて際に、これは本当に大変厳しい、生活視点の観点でいけば大変な状況だなと認識をしております。これはもう誰でも同じですよ。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 皆様というか、町民の皆様の気持ちもやはり共通しているということで、さらに今、国とか県のほうもいろいろ支援策等々打ち出しております。昨日阿部司議員のほうでいろいろ農業の話も詳しくお話を伺いまして、本当に問題は町全体だけではなくて、世界、それから日本全体という話にも及んでいくんですが、ただこの場ではやはり町政レベルの話にとどまりますので、国、県の施策を踏まえつつ地方の独自色を出していくのも今後の地方行政の姿と考えております。とともに、震災をやはり経験、それから感染症を経験して、当然数多くの反省、失敗も、その上に成り立っているということもありますので、今の考えとしては、今までは利潤追求というですね、本当にまずお金を稼ぐという視点がすごく大事だった経済構造ですが、これからは命を守る経済構造基盤をつくるべきという視点に立って、では2つ目、お聞きしたいと思います。

今、一番初めに農業の支援策伺いました。既に行われておりまして、農水省から、県の農政部でも対策を打ち出しており、特に肥料対策は秋肥については11月末が締切りでありまして、春肥については現在県のホームページも検討中となっております。継続支援を必要と考えておりますが、まずこの部分、もう既に実施されてる部分について、何か農業の当事者の方から、例えばあってよかったという声もあると思いますし、ちょっと制度が分かりづらい、使いづらいという声が、既に実施されてる分であるかないかですね、ちょっとその点をお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 各農業者ですね、特に物価高騰に対しての国等の様々な補助金

がございますけれども、その中で現在特に何か不便であるとか、こうしてほしいといったような声はまだ聞かれていないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 本当に今までにない状況ということで、単純に、何でしょう、肥料自体が袋であつてもちょっと倍になっているような状況で非常に困っているという声は本当に多く聞かれることかなと思うんですが、先ほど今回補正予算で支援策について議論されますので、この後の補正予算の審議の中でまた詳しくお聞きできればなと思うんですが、今回の補正予算で打ち出す支援策というのは、今まで国県がJAを通じて出してる支援策と何か違う部分というか、独自にアレンジされているものがあるかないかだけちょっとそこでお聞きできればと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の補正予算で上げた物価高騰対策につきましては、同じJA管内ということもございまして、気仙沼市と支援内容の歩調を合わせたという内容でございまして、国県の補助に対して町が独自でかさ上げを、市町がですね、共通の割合でかさ上げを行っているというような内容です。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうしますと、あれば助かる支援策なんですけど、ちょっと気になる部分ですね、既に出ているものですと農家さんがその単体ではなくて3戸なり5戸なりというちょっとグループで申請しなければいけないという、ちょっと支援対象者となる条件等が付記されているんですけども、ここについても同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ちょっと国の補助の内容は詳しく分からないんですけども、そのようなものに対してのものではなくて、あくまで肥料の高騰ということの中で、対象農家1件に対する補助ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 確認できてよかったです。やはりなかなか、私もいろいろ園芸等の燃油高騰対策ですとか飼料価格高騰とか、いろいろコロナの対策予備費で行われるその支援策見たんですけども、正直ちょっと難しいなという部分も感じまして、より分かりやすく、より使いやすく支援されたいなということで、ちょっとこの後の補正でもそういった部分、ちょっと突っ込んでいきたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

ちょっと話切り替えまして、支援策はこのように打ち出されているんですが、もしこの南三陸らしさ、それから独自策っていうオリジナルの例えば施策等、できる可能性があるとするればやはり今液肥ですかね、液肥のほうがやはりこの町にとっては農業者の皆様にとっても強みになっている部分があるんじゃないかなと思います。先日、ちょっと農業者の方のお話聞きました。やはり南三陸ブランド米では液肥を使って米を生産し、それがもうすごく、やはり評価されて販売できているという声も伺いました。そういう意味では、液肥の活用というのは、なかなかこう急激に大きな拡大はもちろん難しいかもしれませんが、やはり有効活用というのは考えなければいけないかなということで、例えばその配布、今されている事業の拡充であったりとか、もしくは現状からさらに有効的に活用されるっていう構想というか、考えというのがおありでしょうか。ちょっとそこをお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 液肥につきましては、アマタ株式会社が生ごみの分別に係る副産物ということでできるものでございますけれども、現在44戸だったと記憶しているんですけれども、農家の方に散布を行っている。実は今年度で無料散布というのは終了の予定だったんですけれども、今お話あったように肥料がかなり高騰しているという中で、来年度も引き続き無料で散布するというので協議会のほうで決定をしたというところでございますし、液肥を使ってできたお米につきましては、めぐり米というブランドでですね、例えば今後学校給食等で使えるような形になればいいなということで、今協議中というところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこも一安心する部分というか、今年度で終了ではなくて継続して無料で散布できるということは非常に大きな部分ではないかなと思います。ちょっともう一つ踏み込んでお聞きしたいのが、今44戸とお伺いしたんですけれども、例えばこれから新たにというか、この件について希望される例えば米づくりの農家の方がいらっしゃれば、そこは柔軟に対応していくという、要は協議会に加入するとかっていう条件になるかもしれませんが、そういった形で柔軟に対応していくっていうことを確認できればと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 特に拒むものではなくて申請があれば散布はするんですけれども、ただ現在44戸で散布量がたしか1,600リットルぐらいだったと思うんですけれども、分別

によってできる液肥の量のマックスがたしか2,500リットルということだったので、無尽蔵に増やすっていうことはちょっとできないということもございますし、そもそもずっと無料散布という形というのはあまり方向性としてはよくないと思っておりますので、できれば農業者の方がお金を払ってでも散布をしたいという状況、またはそういった効果が得られるようなところに持っていければなと考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、生ごみの話、液肥の話になりましたのでお話しさせていただきますが、生ごみを回収して液肥とエネルギーに変えるという取組については、これは非常に先進的な取組でして、昨年環境大臣賞を受賞いたしました。実は担当、今日環対が来ていませんので私からお話ししますが、生ごみの量がまず少ないんですよ。町民の方々に御協力をいただいて、随分生ごみの回収も上がってくるようになりましたが、それで少ないんで町内の事業所の方々にも生ごみの御協力をお願いしているんですが、なかなか、協力してもらっている事業所はあるんですが、協力いただけない事業所もあります。ですから、ぜひですね、そういった協力していただけていない事業所に対して、我々もお願いはずっとしているんですが、ぜひ御協力をいただけるようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさに、今日環境対策課長ここには参席しないんですが、まさにその問題もこの農業の部分とかなり密接にリンクしてくると認識しておりますし、私も町長のお考えに同感でございます。やはりなかなか、上がってきているとはいえやはりまだまだという部分を非常に感じますので、そこも含めてまた今後もこの液肥の部分、それから農業の部分については、まさに無料というのはずっと続くものではありませんので、これもまた経済を回すという意味でうまくこう進行できたらなと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

ちょっと今、ここまでの話は一応コストダウンという点でちょっと質問させていただいたんですけども、ここからはちょっと利益の向上、拡大についてもう少しお聞きしたいと思います。

3月の一般質問のときに、園芸作物の転換を後押しし地域農業の振興を図るという方針も3月のときに伺いました。令和4年度になりました。今12月、今年度令和4年度についてその部分の例えばこう変わりましたっていう進捗、現状あればお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 園芸作物につきましては、昨日の阿部議員からも御質問あったんですけども、当然単一の種類ではなかなか農業的には成り立っていかないということですので、その組合せによって収益を上げていただくという取組を今行っているというところでございますけれども、特に果樹ですね、ブドウ、あとは桃ですとか栗ですとかそういった果樹の今需要といたしますか、新規の農業者も含めてですね、行うような流れが非常にありますので、そういった部分ですね、農業改良普及センターと一緒に支援または普及の拡大というところで現在行っているという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 一気に進めるっていうのは難しいとは思いますが、少しずつでもですね、転換をしていくというのはかなり決断も要する部分かと思いますが、そこはちょっと粘り強くというか、農業者の皆様に対して、県、町、JAのほうで一体的にサポート、今も行っているとは思いますが、より一層大変な状況だからこそ、さらにそういった連携ですとか、センターからのいろいろな指導というのも必要と考えます。その部分をまた強く、さらにお願ひできればなという部分でございます。

もう一つなんですが、ちょっと2番の質問とも関連する部分なんですけれども、町の面積の大部分が森林ということで当町においては大規模農業というのは難しいというのは昨日も伺いました。農地拡大の難しさと、同居する耕作放棄地の拡大対策について、今どのようにお考えか、その点をお伺ひできればと思います。

もう一つは、なぜ拡大対策をお話しするかというと、今、付加価値化、高収益作物への転換というお話もしたんですが、町として、例えば農地拡大して生産量を例えば上げていくことも大事なのか、または農地拡大が難しくてですね、やはり付加価値、ブランド化していくのが優先的な策なのか。バランスよくっていうのは聞こえはいいんですけども、特徴を出すことも大事だと思いますので、この点について今の現状をお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 耕作放棄地に関しては非常に頭の痛い問題でございます。現在、農業委員会中心に、特に農地利用最適化推進委員さん、各地区に1名ずつおりますので、そういった方々を中心に耕作放棄地の解消対策も含めて、別な利用も含めて今頑張ってもらっているというところでございますけれども、一例を挙げますとそういった耕作放棄地を使って、現在例えばクロマツですとか、あとは企業が農業を行うような仕掛けづくりという部分で行っているところでございますけれども、やはりなかなかこの中山間で大規模農業という

のは非常に難しいというふうな、昨日お話しさせていただきましたけれども、かといってそれではブランド化という部分がすぐできるかということそれはまた別な問題でございますので、今後、意欲ある農業者も出てきておりますので、もしかすると果樹等の作物で今後南三陸色が出せればというところで、今関係機関と指導も行っているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、ちょっと農業の話が長くなっていますので、農業の話最後にしたいと思います。

今、新しく農業を始める方のサポートも当然していくと。もうされているということになりますけれども、例えば新規で臨む方が農地を増やすっていうことではないんですけれども、例えば取得しやすくする、借りることができるその仕組みというのは、現状きちんとサポートをされていますでしょうか。というのが、ちょっと1点だけ気になったのが、始めるに当たって、専業兼業はもちろんありますけれども、NPO法人の形態では農地取得ができないという法令上縛りがあるかと思えます。そういった意味で、昨日のお話の続きになりますけれども認定農業者増加の取組も一つですが、認定農業者ではなくても例えばサポートしているというのは、町としてもしっかり行われているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まさに新規農業者につきましては5年間の助成金、そういったものを使ってですね、新たな農地も含めた資材ですとか土地という部分での、耕作を行っていただければなというふうな国の制度を使っていただくというようなこともございますし、認定農業者だけでなく、今後、南三陸町だけではないとは思いますが、例えば定年を迎えた方が農業を行いやすいような、耕作放棄地を使ってですね、そういった取組ってのが今後必要ではないかなと考えています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ではこの問題も、ここばかりやっているわけにいかないんで、また継続していろいろ調べていきたいと思えます。

ちょっと2番のほうに進んでいきたいんですが、ここも短く行くしかないですね。ちょっとその林業の、山林の保護についてお聞きしたい部分がありました。

先ほど、民有地の集約化というお話は前もいただいたお話でございましたので、林業従事者と森林組合なり森林管理協議会との連携構築が非常に重要というのを以前伺いました。その上でなんですけれども、その連携構築がしっかり進んでいるかどうか、そこをお聞きできれ

ばと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 林業につきましては、前回の議会でお話ししたと思いますけれども、林業のアドバイザー制度を使って町の森林組合とアドバイザー契約を結ばせてもらって、今後5年間の町の林業の経営計画を立ててもらっているという状況でございますし、あと民間になりますけれどもイヌワシ協議会というところと、森林管理協議会ですね、そういったところと連携をして、森林の保護ですとか適正な管理というところを話し合っているというところですよ。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、林業従事者というか林業家の方を自立させていくっていう部分で、前回までもその自伐型林業家の育成展開とかっていうお話もさせていただきましたが、今ちょっといろいろ町内車で走ってみていろいろ感じる場所は、杉というのはもちろんSFCって形でブランド化もして取り組んでいるところではありますが、同時に実は松がかなり枯れているなという印象も町内見受けられます。南三陸町の環境白書の中にも、令和2年度の事業としては歌津の尾崎地区とかそれから戸倉寺浜において薬剤散布9.89ヘクタール散布されております。この部分についても非常に対策重要ななということで、今後ちょっとやらなければいけない部分とか、もしその現状把握されてる部分があれば、松くい虫の部分でちょっとお聞きできればと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今お話しされた箇所ですね、毎年薬剤散布を行っております。あと田東を、伐倒駆除等を行っているというところでございますけれども、車で歩いて分かっているということですが、やはり三陸道周辺ですね、松の枯れ方がひどいなということを考えておりますので、そこは森林環境譲与税等も使いながら、ただなかなか、民有地もございましてなかなか進んでいないという状況も御理解いただきながら、その辺は検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうですね。まさに整備するために、どうしても人がいないと整備が進まないということもあり、同時にやはり民有地であることの難しさをどうクリアしていくかというのはやはり非常に今後も重要だろうなと思います。環境整備、それから特色を出していくためにかなりその理解を深める、それは町民の方だけではなくてこの町を訪れる皆様に

ついても同様かなと思いますが、現状町内の方でも林業体験、受入れする土台というのではできていると思うんですが、さらにそういった林業体験がさらに広がっていくような、例えばインストラクターの方を育てるとか、プレーヤーにしていくとかっていう林業に携わる方へのサポートというのは今現在あるんでしょうか。そこをお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 具体的にそういったサポートを今何かやっているのかと言われると、ちょっと今すみません、頭には浮かばないんですけども、ただ現在、先ほどお話しした森林環境譲与税が毎年来ております。今、これの使い方を重点的に協議しているという中で、一義的には作業道の整備はしなければいけないということの中で、当然自伐型林業の方の御協力もいただくということも考えておりますし、木育という答弁もございましたけれども、そういった中で木を使った様々な取組ということの構想も立てておりますので、直接、間接的に関わっていただけるのかなとは感じております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ありがとうございます。どうしても整備しないと、体験したくてもなかなかできないという部分もありますし、ただ立派なところだけ見せてもやはり学びにはなるのかなど。木育というキーワードも今日いただきましたので、直接その整備されていないところに足を踏み入れるということはないにしてもまずはそういったところを見せる、でも南三陸はこういう取組をしているっていう、何かそういうツアーを、今日はちょっと観光の話はあまりしないのでまた次回以降したいと思うんですけども、そういったちょっとオリジナルにあふれたそんなツアーももし、体験事業もつくっていければなというそんなアイデアもまた継続して考えていきたいと思います。

もう1点ですね、今森林整備の問題の中で県内ではやはり再生可能エネルギーの問題というのはかなり話題になっていますし、今県のほうでも太陽光発電施設の設置に関する条例というのを10月から始めております。先日、環境審議会傍聴させていただきましたが、町でも条例制定に向けて動き出すということになります。ちょっとここはお願いの部分になります。今日、環境対策課長来ていないので、ちょっとこれ通告外と言われても仕方ないかもしれませんが、森林の環境を守っていくために、その条例制定の考え方にぜひ太陽光発電の廃棄に関する条文というかですね、条例の条文にできなくても例えばその実施に対しての附帯規則とかで、ぜひその廃棄に対する、要は太陽光パネルも有限で必ず廃棄する時期が来ますので、そういった部分もぜひ配慮された決め事になっていきたいなと思うことを、ここはお願いの

部分でございますので、ちょっと答弁をまた、次回以降にまたお話しいただきたいと思えます。

では、3番、漁業ですね。今、町長御答弁の中でいろいろいただきました。やはり環境変化というのがすごく感じられるなということもあり、その点に対して柔軟な対応をしていくということで、今重要な部分で伺ったのがモニタリングということで、そこを大切にしたいということで伺いました。やはり魚が捕れないというのは、当然収益向上にはつながっていかないと思えますので、生産力に直結する環境変化のリサーチというのは、一応ネイチャーセンターのほうでDNA調査とかも行っておりますけれども、今後さらにそれは拡大していくのか、十分に対応していくのか、ちょっとそのお考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 環境DNAについてはもう既に取り組んで、町としてもやっておりますし、そこから今度は一步展開をして、その環境DNAを用いて、アネモネと言っているんですが、いわゆる魚の分布を調べていくというところまで踏み込んでやっております。これは世界規模でやっておりますし、そういう取組をしながら、魚のいわゆる生態系調べていくとか、そういう問題についても取り組んでいくというふうにしておりますし、それから生物相調査をやるということとか、それからあとはもう御承知のように干潟観察とか藻場調査、そういった様々な分野について志津川湾の生物多様性について調べていくということをやっていく。これから……今度の10日の日に……MS & ADという、いわゆる企業です、この方々が南三陸のアマモの造成を展開をしたいということでこれから入ってくるということになりますので、そういった大学あるいは民間企業、そういった方々と総合的にこの志津川湾を調査をしていこうということになっておりますし、また今度、新たな調査研究ということで、これは宮城大学と連携をして展開をする。ですから、東北大学と連携しておりますし、今度は宮城大学とも連携をしながら総体的にこの南三陸町志津川湾、これを調査、徹底してやっ
ていこうという取組をこれからスタートするということになります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） いろいろ環境整備について、いろいろ方策を伺いました。その上で、志津川湾の保全活用計画というものいろいろ読んでみる中で、いろいろな対策が記載されておりますが、漁業のプレーヤーも育てていくっていう部分で、以前からみやぎ漁師カレッジとか、あと漁業士の認定とかですね、いろいろ伺って、人材育成策を伺ってきました。ただ、ちょっといろいろ見てみたんですけれども、水産庁の助成事業として非常に大きな部分ある

と思うんですが、なかなか何でしょう、追っていても同じ支援が続いているかというところを決してそうではないのかな、ちょっと年度ごとにとか、シーズンごとにちょっと対策とか支援がなかなか違うなど。持続的に実施する体制をつくっていくために、まさに環境のほうもモニタリング必要なんですが、事業者の方に対するモニタリングとかりサーチですね、その部分については町のほうでもしっかり対応している体制かどうか、ちょっとそこをお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 漁業者に対するモニタリングというお話ですけれども、今年度漁業者の経営調査というところを町内の漁業正組合員に対して調査を行っております。まだ結果は出ておりませんが、例えばこういった漁業、刺し網ですとか、定置網ですとか、あとは経営の形態ですね、そういったものですか、あとはどこに主に出荷しているのかとかですね、あとは後継者等の現状等、そういったものを調査して、ちょっとその分析を基に今後の町の漁業の支援、あとは方向性というところを、この調査をもって見ていきたいなと思って今年度調査をしております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、ちょっとすみません、時間の関係で次行きます。ちょっと、5番と4番逆にして、先に女性の就労環境の整備のほうをちょっとお聞きしたいと思います。

職業選択の多様性を高めていきたい、男性もそうですが、女性の移住定住も促進を図ってきたいという思いでおります。南三陸町については、平成31年に男女共同参画計画策定されております。ただ、その計画の中で実施されたアンケートが、一応1000人対象なんですが、回収率27.3%、低いなと思いました。事業所100件、事業所にアンケートを出していますが、23%、ちょっと低いなと感じています。机上の空論にならないでほしいという願いも含めて、この計画をさらによりよくしていくために、やっぱり今後も努力は必要かなと感じている部分なんですが、そのときに重要な意見が出たであろうと思う女子会の会議も開いているというのがあったんですね。その意見については、この計画について反映されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 大変申し訳ございませんが、その内容は計画策定時に反映されたかどうかまで承知してございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、ちょっと難しい質問しちゃいました。

現状を踏まえて、やはり計画が、基本計画をつくるだけじゃなくて実施まで踏み込んでいてほしいなという願いでもあります。

同時に、南三陸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのも出されております。これはあくまで数値目標、そして平成28年からの5年間での目標でございますので、ちょっとここはまたブラッシュアップしていく必要性はあると思うんですが、課長及び課長補佐級に占める女性職員の割合を30%に引き上げるというのは数値目標として掲げられておりますが、なかなかちょっと難しい面もあるんだろうなど。なかなか達成が難しいというその現状把握っていうのをお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 今御指摘いただいた部分を含めて、あと当然に計画として町全体としての男女の割合を目標値として設定をしているということで、令和7年度までの取組ということで進めているんですが、御指摘のとおり、今のところ積極的な展開ができてるのかと言われると、確かに少し消極的な部分になってしまっているのは否めないのかなと思っていますので、現状、今年度から次の総合計画も含めた見直しも着手しているということでもありますので、そういったことも含めてもう一度数字については確認をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、よろしく願いいたします。男女共同参画社会の醸成に向けた、実現に向けてですね、計画自体も一応7年間ということで今中間の時期になっているのかなと。社会情勢の変化に合わせて必要に応じて見直しを行うこととしますというふうにも付記されておりますので、見直す際にどうしても予算措置というのは必要なもので、これ予算つけるかつかないかはまた議論は必要かもしれませんが、やはり見直す考えというのは持っていたきたいなと思うんですが、そこも率直に、計画見直す考えは検討しているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと、さっきの目標、管理職の、もう既に35%になっております。

○議長（星 喜美男君） 今の質問、聞いてました。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、もう一度お聞きします。その基本、今達成率はクリアしたということで、これは安心した材料でございますが、さらに推し進めていく、推進していく

という意味で、計画自体は今7年間の中でちょうど中間の年に当たるのかなと思います。社会情勢の変化に合わせて必要に応じて見直しを行うと付記されておりますが、現時点で結構なんですけれども、やっぱり見直していくべきなのか、ちょっと現状をそのままいくのか、どうしても見直すためには予算措置も必要ですので、予算つけるかつかないかはまた別問題なんですけれども、その考えがあるかどうか確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、復興がおおむね一通り事業の完了の時期を見ましたので、計画そのものをつくったときとは背景がやっぱり変わってきているんだと私も認識してございますので、この計画のみならず町が今運用している計画全般について、そういったところの見直しというのはやはり意識せざるを得ないのかなと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それもまたぜひお願いしたいところで、ということで考えております。

最後、多様な産業育成と職業選択に向けた取組ということで、今日の話はちょっと断片的な部分で、なかなか多岐にわたったので踏み込むのは難しいんですけれども、やっぱり全般的底上げをしていかなきゃなという感じを受けております。やはり、私もいろいろな助成制度とか補助制度を見ていますが、どうしても申請者とか、今の環境を踏まえた申請を通す場合が多いので、なかなかこの、じゃあその事業を実施してユーザーの方々が幸せなのかなという物差しがちょっと足りないかなという感じもします。さらに今日の話ですと、やはり横断的に、それぞれ担当課の皆様いらっしゃいますけれども、横断的にやはり取り組んでいく、例えば農業掛ける、この後に2件目で話しますが福祉、第1次産業のような組み合わせですね、いろいろ取り組んでいく必要性も感じております。現在ですが、もちろんやっていらっしゃるという気持ちで質問しますが、当局においてセクションを越えた横断的な、例えば産業基盤強化に関するとか、ほかのテーマでもいいんですけれども、横断的なワーキングチームというのは取り組んでおられますでしょうか。そこは、すみません、町長か副町長かなと思うんですけれどもいかがでしょうか。総務課長でもいいんですけれども。横断的に各セクションで、いろいろこう取り組んでいらっしゃるかどうかお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 具体的に常設的にワーキングチーム的なものはないんですけれども、やはり各課横断的に調整が必要な部分というのは種々がありますので、そういった場合には

当課のほうで声掛けをしながら会議体を設けるとかということは随時やってございますので、必要に応じて展開をしてみたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと産業の話だと多岐にわたるので、もう少しお聞きしたい部分はまた次回以降にできればなと思います。産業基盤づくりは、人口減少問題とか様々な要素が絡みますので、目先の今の現在の支援策も大事にしつつ、ちょっと先を見据えた議論も今後できればなと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは2件目の質問に移ります。自席より質問させていただきます。

質問件名は、自主防災体制の維持強化と地域福祉の充実について、質問相手は町長でございます。

高齢化率が南三陸町の場合、現在38.5%、全国平均より10ポイント高い状況です。再三御承知のとおり、生活スタイルの多様化などにもよって自治組織、行政区ですとか復興住宅自治会もそうですが、担い手不足は深刻化しています。それが、自主防災体制の維持強化、地域福祉の充実に対しても難しさになっている部分っていうのも感じております。地域の防災施策推進のために、同時に地域福祉力の向上のために、密接に連動していることから、町としての方策をしっかりと打ち出してほしいということも願います。特に、本年5月に宮城県が示した新しい津波浸水想定が出ました。説明会も3回傍聴したんですけれども、もっともつとやるべきことがあるかなという印象を受けました。その上で、5点質問させていただきます。

- 1、自主防災組織の組織率と稼働率のギャップについて伺います。
- 2、地区防災計画策定支援の取組状況について伺います。
- 3、行政区役員及び復興住宅自治会の担い手育成策について伺います。
- 4、地域福祉の推進、充実化について伺います。
- 5、消費生活問題の現状について伺います。

以上、5点について、自席より質問いたしますので答弁を求めます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に、さっきもそうですけれども、随分多岐にわたって、なかなかこれ深掘り、なかなかしていけないですよ、こんなに広くすると。次回はもう少し論点を絞ってやっていったほうが、まだまだこれから3年もありますから、よろしく願いしたいと思います。

それでは2件目の御質問ですね、自主防災体制の維持強化と地域福祉の充実についてお答え

をさせていただきます。

まず、1点目の御質問の組織率と稼働率についてであります。組織率については昨年12月会議で答弁しましたとおり43団体、71%の組織化となっております。稼働率については、活動しているかどうかといった趣旨と解してお答えをさせていただきますが、毎年町の総合防災訓練を実施する際には、行政区長を通じて訓練への参加を把握するためにアンケートを実施をいたしております。アンケートに御回答いただいた行政区または団体で訓練に参加するとの回答は39団体ありまして、防災訓練以外の活動も勘案しますと組織率と稼働率のギャップはないと感じております。

次に、2点目の御質問についてであります。昨年12月会議に同様の御質問をいただいた以降、新たに設立した自主防災組織はなく、また既存団体からの見直しに係る相談もございませんでした。しかしながら、地区防災計画は地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から新たに創設された制度と認識をいたしておりますので、制度の周知や、地域の要望に応じた計画の策定、見直しに係る支援体制の維持に努めてまいりたいと思っております。

次、3点目になりますが、この問題を論じる上では成り手がいないということと、担い手を育成する必要があるということとは本質的に異なっております。何のために、どのような担い手が必要なのかということを見定めることが重要であると考えております。現状として、直接的に行政区役員の担い手対策を目的とした事業は実施しておりませんが、防災士の育成や、移住定住対策など、個別の分野で取り組んでいる事業は、結果として行政区における多様な分野の担い手対策に寄与しているものと捉えております。また、災害公営住宅におきましては、町では災害公営住宅8団地738戸を管理しており、それぞれの自治会において住宅の管理運営を行っていただいております。自治会では、主に共益費の徴収や、団地敷地内の草刈りなど、管理運営に必要な業務を行っていただいているところではありますが、自治会の運営につきましては、役員などの担い手不足が生じておりまして、理事会の会長や会計担当といった人選に困難を来している状況であります。このような課題については、社会福祉協議会と連携を図り、入居者懇談会において課題の共有や解決策を協議するなど、情報共有に努めているところでもあります。今後は、新規入居者に対し自治会活動への積極的な参加を呼びかけるなど対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、地域福祉の推進、充実化についてであります。本町では地域福祉の支援体制づくりや担い手の育成確保といった取組として、行政、企業、地域社会が一体と

なった地域包括ケアを推進し、多様化するニーズへの対応や、地域福祉の課題解決に取り組んでいるところであります。また、要支援者の支援として、特に災害時においては地域での助け合い、いわゆる共助が重要になることを踏まえ、平時から地域の自主防災組織や、民生委員、児童委員などと連携をした支援体制の確保に努めているところであります。本町ではこの共助の考えに基づく地域福祉の取組として、要支援者に対し避難行動要支援者台帳の登録を推進しておりまして、日常の見守りのほか災害時の安否確認や避難支援に活用するため広く周知、啓発をしているところであります。現在は、280名の方が避難行動要支援台帳に登録しております。町の総合防災訓練等を通じて、支援の手順や避難所までの経路を確認するなどし、防災関係機関と連携した訓練を実施をいたしております。今後におきましても、要支援者への支援を確かなものとするため、災害時の対応に加え日常の見守りを含めたきめ細やかな支援を継続し、地域福祉の向上に努めてまいりたいと思います。

最後、5点目になりますが、町では震災後の様々な民事問題に対する支援策として、法テラス南三陸の専門家による相談業務を実施しておりましたが、震災から10年を機に法テラス南三陸が閉鎖され、消費生活相談所を火曜日と木曜日の週2日間、相談窓口を開設をいたしております。年間の相談件数は10件以下という状況であります。近年特殊詐欺などの手口が巧妙化してきておりますので、消費生活相談員の専門的な知識が求められてきているところであります。今後も引き続き、消費生活相談員、職員の各種研修会等への積極的な参加や、法テラス宮城などの専門家への相談あっせんなど、関係機関と連携を図って消費生活問題の未然防止に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、先ほどの続きを質問してまいりたいと思います。

先ほど、町長から貴重なアドバイスもいただきました。ちょっと今、現状においては多岐にわたる質問になることをお許しいただければと思いますし、またもちろん次回以降はもっと踏み込んで、またテーマを決めて質問していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

2件目ですね、1番と2番はちょっと総体的なお話をしていきたいと思うんですが、お聞きしたのは、先ほど稼働率っていうちょっと分かりづらい表現で質問させていただいたので、それについて組織率、それから活動しているかどうかという物差しでそんなにギャップはないということも伺いました。やはり様々、それぞれの地区でいろいろ計画を策定されているというのは、私も文書開示を通じて、今手元にもありますけれども様々拝見させていただきました。それぞれの地域で規約、あと役割分担表とかですね、備蓄品とか、避難路をどうしようとか、訓練どうしようとか、ただやっぱり策定期間が様々で、しかも今言った項目だけでも記載されているものもあれば、実はなくて決め事と分担表しかない計画もあったりとかして、ちょっとその様なところっていうのは逆に不十分さを感じるものでありまして、そういった計画策定当時の計画はもちろんこうやって現存しているんですけども、現状把握プラス例えば計画自体の精査というのは常々行っているのかどうか、きちっと精査されているのかどうか、そこをまずお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それぞれの自主防での地区の防災計画につきましては、1年ほど前からですかね、ようやく自主防の様々な事業を行う上で町として一定のレベルの計画策定を義務づけているという状況にはなっております。ただ、古い組織化された自主防につきましてはそこまで把握されていないというのが現状でございます。現在自主防の役員体制でありますとかそういったのも含めて、今月既に各自主防なり区長さんにはアンケートを取らせていただく旨、発送しているところでございまして、現在その状況把握について取り組んでいる状況下にあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自主防のことで今話になりましたのでちょっとお話しさせていただきますけれども、一応未組織の行政区に対してはアンケート調査をするということですが、ただ現実、地域実態それぞれ違います。やっぱり少子高齢化等含めて、自主防災組織を立ち上げるっていうのは難しいという行政区が実は現実的にあります。ですから、行政区で1つという考えをちょっと捨てて、捨てるというのはおかしいけれども、もう少し柔軟にしなきゃいけないという思いもあって、お隣の行政区と連携して1つの自主防とかそういう形をしていくとか、あるいは2つの行政区が1つの自主防になった際には補助金の在り方ということについても見直しをかけるとか、そういう対応をしていかないとなかなか進んでいかないのかなと思います。ですから繰り返しますが、1行政区で必ず1つの自主防でなければならないと

いう考え方は、そこはちょっと改めたほうがいいのかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 様々な変化に柔軟に対応していく必要性も感じておりますし、やはり人口規模とか戸数によって連携してやっていくという一つの方法も、恐らく地区の実情に合わせてやっていくことは必要かなと考えます。ただ同時に、これ新たなというか、災害対策基本法で定められている第5条ですかね、そこは自主防災組織等はっていうふうに定められておりますが、逆に、今連携して何か合併とかそういうイメージも持たれているのは逆の話で、逆に42条で地区防災についてうたわれてるものがあります。何のことかという、結局地域防災計画っていうのをさらに機能的、有効的にしていくための地区防災計画というものがあるのかなと思うんですが、行政区単位はもとより例えば必要に応じて住民による、例えばこれで行くと行政区じゃなくて、例えば極端な話3名とか5名とか小規模であってもしっかり組んで地区防災計画というのはつくることができるとうたわれておりますが、現状としてはやはりそういった自主防災組織の中の地区防災計画をそれぞれ個別につくるっていうところまではちょっとなかなか行きづらいのかどうか、ちょっと現状をお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今おっしゃったその地区防災計画につきましては、災害対策基本法が平成26年に改正になったときにそういった部分が出てきたということですが、今は1つの行政区単位、あるいは隣等の行政区との連携の下つくっているという、1つのコミュニティスタイルでくくりでつくっていかないと、いざ実際活動するとき、あるいはいざ災害のとき、動き方も変わってくると思います。どうしても、行政区単位となりますと地区では集会場を備えて、基本となる基盤はそこに集約して、防災対策に備蓄も含めて対策を取っているという状況ですので、各地区いろいろな行政区のくくりを外してとなると、なかなかそこは難しいのかなと思います。ただ、町とすれば、未設置の行政区も含めてなんですが、とにかく防災士をまずは育てて、防災士をその地区の自主防と町の防災とのつなぎ役にできないかといったところで、防災士の育成を図っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさに現状に対して防災士をまず育てていく、増やしていくというのも大事な方策になっていると思います。防災士というのは、地区だけではなくて例えば企業とかそういった部分でも防災等に当たっていける人材を育てていくことを目的としていると思

いますので、増えていくことはもとより、その防災士の方が活動しやすい環境整備のために、また普及啓発というのもさらに必要な部分と考えます。町の定期的なメールとかではなくて、SNSとかは結構防災訓練のときはばんばんばんと入ってくるんですけども、それ以外のその普及啓発というのもまたちょっと今後議題にしたいと思うんですが、その中で、例えば高台移転して大丈夫だって思っている方もいらっしゃる、逆に大丈夫なのかな、不安なのかなって思う方もいらっしゃる、そこはある意味丁寧な説明というのも今後必要かなというのは、それを感じたのは実は新しい津波想定の説明会のときに感じた部分でもあります。参加人数も、私の印象としてももう少しやっぱり参加人数増えてほしかったなというのもありますし、質問というか、説明の後の質問のときにやっぱりなかなか、個別の要望とかは出るんですけども、もうちょっと住民同士でしっかり話し合っていけるようなそんな仕組みとか環境というのをやっぱりつくっていききたいというのは考えております。ちょっとこの話は、地区防災計画を分かりやすくする上でちょっとお話ししたいんですけども、これ例えばなので今全然ない状態から話しますけれども、例えば道の駅さんさん南三陸の全体に入っていたら例えば観光協会さん、それから商店主の方、まちづくり会社等々入っておりますけれども、運営に当たってはいろいろ連絡協議会みたいな形でやっていくんだっていうのも前段では聞いているんですけども、あのエリア、道の駅さんさん南三陸の例えば防災計画をつくる時に、その地区防災計画というのはその方々のために独自にやっぱりあってもいいのではないかなと。先日、防災訓練ございました、11月に。ちょっと私も、すみません、服を着替える余裕がなくて防災服で行かなかったのが申し訳なかったんですけども、実際に歩かさせていただきました、小学校の上までですね。そういった避難行動の確認というのはもちろん重要な部分でしたし、また津波に対する備えだけでなく防火訓練とかもやはり実施というのは必要かなと思いました。ただ、やはりきちんとその地区防災計画としてしっかりつくっていくためには、1つの想定だけではなくていろいろやっぱり想定する必要があるのではないかなというのも感じております。従来から上山緑地っていう部分もいろいろ話には入ってきていますが、町としては避難路としては認定は難しいと思います。ただ、地区防災計画において例えば住民の方々、そこの方々が例えば何か、例えばの話なんですけれども小学校に上がるのが難しいときに、そこをリスク回避の上で記載していくのが可能なかどうか。町として直接認めるわけにはいかないと思うんですけども、例えばそこを付記した場合にそれは駄目ですって言えるのかどうか、その点ですね。ちょっと見解というか、その部分をお聞きできればと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今の意見につきましては、場所によりけりという形になろうかと思っています。町で推奨する避難路が100%なのかという観点からいえば恐らくそうではないと思います。当然その避難が必要な方がいる場所に応じて、必要な避難路というのも多分あるんだろうなと思います。町のほうでは、必ずここを通らなきゃ駄目だよというところは、いわゆる大量に大勢の人が一気に逃げる場合にどうなんだといったようなこともありますので、そういうところをメインに避難路として、ここを通って志津川小学校へというお話をしているのであって、もっと有効な手段も確かにあると思います。ただそれが、町でいいとか駄目とかという話はできないんですが、ただその安全安心な避難路以外の部分を避難路として地区で定めることはそれは構わないんですが、大量に大勢の人が一気に押し寄せたときどうなんだといったようなことも考えながら、町の避難路の在り方とすり合わせは必要なのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） やはり町からのサポートそれから支援だけではなくて、やっぱり住民同士で、それからそこにいる当事者同士でしっかり話し合うなり計画をつくるということも、やっぱり防災士を増やしていくっていう部分も含めて一緒に考えていきたいなとも思います。特に津波想定の説明会の中で、特に歌津地区でやっぱり多かったのは、課長御存じのとおり、やっぱり孤立化したときにどうするんだっていうお話もありましたので、議会のほうでは電話で安否確認というのは訓練の一環として行いましたが、情報共有策についてもまた今後考えていきたいなとも思いますので、すみません、今日は地区防災計画策定について、町長おっしゃるとおり細かく踏み込むことはなかなか難しいテーマになってしまっているんで、またちょっと引き続き次回以降も行っていきたいなとも思いますので、よろしく願いいたします。

3番ですね。行政区役員及び復興住宅自治会の担い手育成、本質的にちょっと違うということで見定めが必要という答弁をいただきました。私もいろいろ復興住宅の声とかを聞きますと、やはりどうしても個別にいろいろ柔軟にやっていくしかないかなという難しさを感じております。その中でちょっとお聞きしたかったのが、やはり今社協さんの活動というのは本当に南三陸の宝になっているんじゃないかなと私は思っております。それを今後持続的にしていくために見守りという部分、先ほどの答弁でもすごく気になった言葉ではあったんですが、もう一度、もう一度改めてL S A制度が終わってしまった後について、例えばこの見守り対策、これがないと怖いのは結局今までL S Aさんが受けていた相談を今度は町が受けな

きやいけないという状況が生まれるかもしれない。それはもうかなりつらいところだろうなと思いますので、そこの考えをお聞きできればと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 社協さんのほうで、今町が委託をお願いしてるLSA事業については、令和6年度をめどというのか最終ということで現在話を進めております。その見守りの対策についてなんです、前回の御質問のときもお話をさせていただいたと思いますが、震災の直後は非常に大変な状況で、個別ケース、この方がお困りですとかいろいろな情報は日々包括支援センターであつたり健康増進係のほうに全部伝えていただきながら、それを保健師等がいろいろ対応させていただいた経緯がございます。現在におきましては、見守りというかその中で非常に対応が困難ですっていう事例が少なくなっているんです。激減しておりまして、本当に簡易的な書類の記載であつたりっていうところが、記録を見ても多いかなと感じております。全て見守りがLSAさんが行っているわけではなくて、非常に頑張ってくださいしておりますが、現在は例えば復興住宅でも地区の民生委員さんに御連絡をさせていただき、民生委員さんから地域包括に御連絡をいただき対応しているというケースが増えてきておりますので、本来の形と申しますか、それぞれの地域に民生委員さんを配置しておりまして、今年度また改選という形になりましたが、さらに民生委員活動を充実していきたいということと、それからやはり支える側と支えられる側というふうに分けるものではなくて、やはり町民一人一人がお隣の方を気にかけてたりっていうところの日常の関わりを大切にしていきたいなと現在考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさに支える、支えられるだけじゃなくて、一緒につくっていこうと。まさに、すみません、いつの間にかもう4番に飛んでしまうんですけれども、地域福祉の今後の在り方についてもですね、またこれも次回以降すごく踏み込んでいきたいテーマかなとも思っております。

そこでちょっと一つお聞きしたいと思うんですけれども、今第2期の南三陸町の地域福祉計画はあると伺いました。今、第3期に向けてつくっていこうという段階ということも伺いました。策定に当たりプロセス、段階のほうですね、ちょっとこの場で確認しておきたいのですがよろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 地域福祉計画については、平成30年度を初年度といたしまして

第2期計画が進んでおりまして、今回6年間の計画ということで見直しの時期になっております。今年度中にアンケート調査を行います。対象者は18歳以上の町民1,000人を抽出し郵送ということで予定をしているところです。住民全体の意向を把握する全体編、単純集計ですね、単純集計とそれから地域、年齢、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析で各層の特徴的なところ、傾向的なところを表す分析編というふうに編さんしていく予定になっています。そのほか、行政区の代表者であったり、民生児童委員、社会福祉団体5団体等からのヒアリング等、それから地区懇談会等を経ながら町全体のニーズというか課題等を吸い上げていきたいとは考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうですね、懇談会すごく大事なかなと思います。生の声を拾い上げるだけではなくて、その懇談会こそがまさに住民に対しても意識の啓発とか広がりを生むものであると思います。そうですね、どうしても当事者ばかりに負担が行くような感じにはなっていないですし、その基本計画から実施計画まですごく有効的に働くように、今後お願いするものでもあります。どうしても人材不足というのは、なかなか、何回も何回も出てくるワードなんですけれども、例えば今、契約型というか、いろいろ施設とかに頼るのも今の福祉の形かなと思うんですが、この4番についても1個だけ、共生型サービスの適用拡大について、今これ新しく、新しいというか最近出てきた言葉なのでこれからだと思うんですけれども、共生型サービス、介護保険か障害福祉どちらかの指定を受けている事業者がもう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的に定められております。まだまだ浸透はしていくの大変なんですけど、これについて今後もこれが取り入れられていくのか、それとも、もう一つ聞くのは、片や現場の負担が増えるんじゃないかという懸念もありますが、これについて今何かこう見解というか、あればお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 施設に関しての共生型ということでよろしいですか。一時期、高齢者サービスと障害者サービスの部分でのところで、今は分けてありますし、それから年齢で障害者の方が例えば高齢になった場合にそのまま高齢者施設のほうに移行しなければいけないというようなそういう部分で、共生型の部分が、国のほうからですね、示された部分がありますが、現時点では今この共生型という考え方は、今町のほうで特段の動きはございません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 現状を踏まえて、またではいろいろと調べていきたいと思います。

最後5番ですね、消費生活問題についてお聞きしたいと思います。何でこれを、多岐にわたる中で5番目に入れたかという、やはり総務省のデータでも、よく所得、平均所得でしか出ないので本当にその実情に合ったものかどうかというのはまた別問題ではあるんですが、ただ平均所得だけを見ればやっぱり水準は低いんだろかなと思います。反面ですね、だからかもしれないという部分もあるんですけども、やっぱり稼げないから違うものに手をつけちゃうみたいなことはよくありがちで、先ほど御答弁の中でも巧妙化しているとか特殊化しているっていう部分もあったので、これから町民の皆様の財産を守るっていうのは、やはりしっかりやっていくべきだろうなとも思います。町内では、昨日もちょっとありましたけれども連鎖取引販売の会社さんが業務停止命令を受けたとかいろいろあります。寄附とかですね、そういったものはもちろん復興支援、それから被災地支援としてはすごくありがたいものではあるんですが、やはりこういったことをしっかりこう、言葉をちょっと選んで言うとか襟を正すっていうものがやはり必要ではないかなと。やはり、連鎖取引だけではなくて、統一教会ですとかニュースで盛んにやっている団体とかも町内に入ってきていることは事実でございます。そういった部分について、より一層普及啓発、対応策を求めますので、その部分について最後お考えをお聞きして、一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 御質問の内容につきましては、答弁でもございましたとおり本当に手口が巧妙化したりですとか、それから情報も多様になってきておりますので、現在も取り組んでおりますけれども、引き続き関係機関と連携し未然防止の啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、伊藤俊君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長が退席しております。教育長、教育委員会事務局長が着席しております。

日程第4 議案第37号 南三陸町犯罪被害者等支援条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第37号南三陸町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第37号南三陸町犯罪被害者等支援条例制定について御説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会を実現すべく、支援に関する基本理念等を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、議案第37号南三陸町犯罪被害者等支援条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書1ページ、議案関係参考資料2冊のうちの1のほうの5ページを御覧ください。

本案に係る条例制定の趣旨につきましては、町長説明にございましたとおり、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者が受けた被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らせる安全な地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定するものです。

議案関係参考資料5ページを御覧ください。

条例制定の概要でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の視点に立ち、尊厳を最大限に尊重し必要かつ適切な施策を実施すること、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう継続的支援を提供すること等を基本理念に掲げております。

犯罪被害者等の支援に向けて定める主な事項につきましては、（1）町、町民等の役割、（2）総合窓口の設置等、（3）支援金の給付、（4）広報啓発等、4点を定めております。

支援金の区分、対象者及び支援金の額については、表を御確認ください。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。2点ほどお伺いします。

この条例、新しくつくるわけですけれども、今ここの平和な社会ですけれども、都会などにはいろいろな事件、事案が多くて、皆さん、全国的にこの問題が取り沙汰されていると思います。その中で、関係資料の5ページ、支援金の給付がございます。その中で、死体検案費用支援金10万円とありますけれども、医療機関によってまちまちだと思いますけれども、最高額っていうものはどの程度なのか。金額をお知らせいただきます。

それから、その下の法律相談等支援金5万円と載っていますけれども、やはりこういう事案は精神的なもの、そしてさらには弁護士さん使う、そういうような裁判の問題にも関わりがあると思うんです。そうしたとき、相談等支援金5万円となっていますけれども、それを考えるとちょっと金額が低いかないという思いがいたしますので、その2点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、法律相談の金額でございますが、5万円となっておりますが、ここの5万円につきましては町独自といいますか、今県内でほとんどの市町村がこの条例制定の動きが出ておりまして、ほかではここの部分はなかったのですが、当町の場合は法テラスさんが今なかったりということで身近なところに相談できる場所がないということで、独自で5万円を設定させていただいたものです。主に、初動の部分での額ということでの設定でございますが、一応弁護士さん等にも御相談しながらこの額で妥当であろうというようなところになりました。

それから、死体検案費につきましてもおおむね10万円で足りると申しますか、いろいろな差がありますが大体10万円ということで、10万円に設定させていただいております。ほぼ県内全域で10万円というような形で、ほかの市町と合わせさせていただいているようなところで

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 死体検案のほうは、その病院、その先生のランクっていうものにも違いが出てくるのかなと思いますけれども。例えば、地元でなくて都会で亡くなったとかそうした場合、死体検案ですからその死亡だけがこれに該当するのだと思いますけれども、例えばそこから運ぶという、移送するというようなものは含まれないのか、確認ですけれども、そういうことがあるのかないかもお伺いします。

法律相談のほうなんですけれども、やはり心の痛手っていうものを解消するには、やはり弁護士さんとの相談が多いのかなという嫌いがしますけれども、弱者の場合ですと裁判っていうことまでは行かれない、弱者の人を考えるとお金が絡むのでできないって場面も想定

されると思うんです。弁護士先生に相談したら5万円ということで、県内統一してっていうことがありますけれども、南三陸町は、この条例は独自なものだけれども、案としてはもう統一されて上から下りてきているものと私解釈しますけれども、5万円、町独自の条例に載っておりますけれども、それでは足りないんじゃないかというようなことを今言いたいわけです。弁護士費用だのなんかもかかる場合もあるので、これの5万円で足りるのかっていうことを今質問してるわけですが。先ほどの答弁ですと弁護士先生とも相談して5万円ということになっているっていうんですけれども、もう少し、額の変更とかそういうことは考えられなかったのか、その辺をお伺いします。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほども申し上げたとおり、こちらの部分についてはまず町独自ということで、南三陸町だけの支援金という形になっております。それから、全部が例えばこの5万円で足りるかとか、30万円で足りるのかって申しましたら絶対的には足りないわけで、初動に対しての支援ということで、国からの支援もありますがかかなり時期がずれ込んでくるというような、そういう被害者の御遺族であったり声を聞きながらということに基づいておりますので、あくまでもここは初動に対しての支援ということになります。それから、あとはその心の痛みの部分で、弁護士の先生が心の痛みをという、軽減ということもございしますが、そのために保健福祉課で、お金の支援だけではなくって継続的に、長期間にわたり心の痛みも影響してくるだろうということもございまして、保健福祉課が窓口になりながら心のケアの専門のところにつないだり、保健福祉課で随時相談ができるようにというような体制を整えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「死体検案」の声あり）保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 死体検案も、移送の部分とか細かい部分にはとにかく設定はしてなくて、とにかく死体検案書を提出された場合ということで10万円ということにしておりますので、今申し上げたとおり初動の部分で、大体この額で平均的に間に合うだろうというような額を設定させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 法律相談等の支援金に対して、ほかの市町村では設定していないものを町独自で設定されたということは、異論のある方もいるようですが私は高く評価できるんじゃないかなと思っております。

参考資料の5ページの2の（2）の部分、議案書でいうと3ページの第6条の第2項に相当

する部分かなと思いますけれども、総合窓口を設置するということになっているようであります。犯罪被害者等に対しての総合窓口、この言葉のニュアンスから何かこう犯罪被害に遭った、何かこう暴力的なことであったり、さらには精神的なこと、それから詐欺的なことも含めてあらゆる犯罪に対する相談をここで一手に引き受けるのかなというニュアンスを受け取るんですけれども、あくまで犯罪被害者等支援の条例に基づいて設置される窓口なので、役割は特化しているんじゃないかなと思いますけどどういう内容になるのか、もう少し細かく伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 総合窓口と申しますのは、改めて犯罪被害者の何とか相談室とかそういうことを看板を上げるのではなくって、窓口的には保健福祉課の社会福祉係が核になります。その中で、例えばお子さんに関することであったり、それからあとはやはり、先ほど申しましたように精神的にかなりダメージを受ける、それからあとは経済的な問題ですね、経済的な問題等を総合的にいろいろな関係部署に、一緒に寄り添いながらつなげていくというような形になります。例えば、当係だけでは問題が解決つけない場合等もありますので、一概に警察のほうに行ってくださいとか、例えば本庁のほうに行ってくださいとかっていう形ではなくて、一緒に寄り添いながら共に一緒に考えていくというような方向性を示すためにこの総合窓口というような表現をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうですね、今再質問でまさに聞こうと思ったのはそこで、もちろん総合窓口に行けば全ての問題が解決するわけもないわけで、ただその入り口として、そこに行けばじゃあどういう相談、具体的な相談ができる場所につなげてもらえるかということをお話していただくという場所になる、縦割りにならないようにぜひしていただきたいなということをお話ししようと思ったんですが、そのような総合的な窓口であるということを知って安心いたしました。

また、犯罪に絡んでということであれば堂々と行きづらい場合も多分にあるだろうと思いましたが、どこにどう設置するのかということも伺いたいと思いましたが、看板を上げてということではないということでしたので、この総合窓口がしっかりと機能して、犯罪に遭ってしまった方に対しての支援を手厚く進めていっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず被害者の置かれている状況に応じ、必要かつ適切な施策ということなんですけれども、そこで書いてあるように、相談、情報提供、助言、関係機関との連絡調整、そういうことがうたわれていまして、それで安心して暮らすことができるように継続して必要な支援という、そういうことがうたわれています。そこで、先ほどの前議員の質問でほとんど分かったんですけれども、こういった条例は先ほど課長説明あったように最初、初動というんですか、最初の状況での条例という説明がありました。しかし、このように長期間に及ぶ場合もあると思うんですけれども、そのところで必要な支援の中で、長期間になると経済的な支援等もある程度必要になるんじゃないかと思えますけれども、それは関係機関のいろいろな補助関係で対応できるのかどうか、その点1点お聞きしたいと思います。

あと、総合窓口の設置に関しては、私も前議員と同じように看板の設置はどうなんだということでお聞きしたかったんですけれども、看板はないということですので、もしそういう被害に遭われた方が相談に行けるように、こういった事案に関しては広報とか啓発が難しいと思うんですけれども、なるべく被害に遭われた方が行けるような広報啓発はどのように考えているのか伺いたいと思います。

あと、もう1点なんですけれども、もう2点ぐらいあるんですが、支援金の給付で30万円と20万円、私ささっと見たらどちらも給付を受けている場合ということで見たんですが、よくよく見ると「場合に限る」と「場合を除く」というそういう表現で条例があるわけなんですけれども、これはこういった条例の場合言葉遣いが必要なのか。もしくは、例えば20万円の場合は給付を受けている場合、30万円の場合は給付を受けていない場合とかそういうふうになると、条例、普通の人は見ないんでしょうけれども、分かりやすいと思うんですが、そういった細かい事も一つお聞きしたいと思います。

最後なんですけれども、犯罪の範囲についてももしお分かりでしたら、この条例によると傷病という言葉が使われていまして、刺されたとかいろいろ……犯罪と、あとは2条の1にあるように心身に有害な影響とそういう規定もありますので、そのところは、両方っていうか、対応になるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 金額、支援金に対しては初動に対する費用ということで、いろいろな精神的な面のサポートであったり、経済的な支援については、もちろん長期化する場合が多いと思えますので、そちらは長期的な継続的な支援をしていくということです。

経済的な支援につきましては、やはり、それぞれの御家庭で違ってくると思いますので、例えば社会的ないろいろな制度のほうの活用をお勧めしたりとか、そういういろいろな関係機関におつなぎしたりというようなところを進めてまいりたいと思います。

それから第2点は、相談に行けるようになって、相談しやすいようにというようなことですが、もちろん広報のほうにも掲載はさせていただくようになるとは思いますが、現時点でもいろいろな問題につきましては警察といろいろ連携を取りながら進めているところではありますので、こちらについてはあまり漏れのないような形で御紹介をいただけるものというふうに、現時点の動きからしてもそのように考えております。なお、関係機関と連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

それから、支援金の30万円と20万円の言葉遣いということで、ちょっとその辺りは、20万円の場合は最初にけがを負ってその後亡くなった後ということ、10万円最初支給をしました、その後お亡くなりになったのでってということで20万円の追加というようなことになります。表現についてはちょっと、ここの部分は法令審査のほうもいろいろ通っているので特に問題はないものと思われまます。

それから、犯罪の範囲につきましては、刑法そのほかの刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為ということで、殺人、強盗ほか傷害等ということで、まだいろいろあるかと思いますが、このような基本的には刑法その他の刑罰法規の規定に刑罰を科せられる行為というようなところになります。それから、それに準ずる行為ということも、刑罰を科せられる行為ではないんですが類似行為ということで、相手方の心身に有害なというようなところでありまますので、外見的に見える外傷とかそういうところだけではなく心のほうにも目を向けたところで、例えば精神科の受診であったり心療内科の受診であったりっていう必要性があれば該当になるということです。なので、いじめであったり、虐待、DV、ストーカー行為等、幅は広くなろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点目の経済的な支援ということなんですが、社会制度を利用していくような形ということで分かりました。

あと、看板に関しても警察と連携しながらということを進めていくということでした。

あとは、犯罪の範囲ということで心身、心のほう、例えば心的外傷っていうんですか、PTSD、そういった形の被害のある犯罪にも今回適用になるということで分かったんですけれ

ども、そこで伺いたいのはこういった心的外傷等はやはり長期化っていうんですか、すぐ治るっていうあれでもないでしょうから、今後、窓口としての条例はできたんでしょうけれども、今回のこういった総合窓口で長期化っていうんですか、長い感じで面倒見ていくには、この課からある程度したら別の担当というんですか、そういったことになると思うんですが、そのための総合窓口だと思うので、その連携はしっかり取っていけるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 別の担当と申しますか、例えば医療と保健とっていう形になるかと思しますので医療機関の御紹介であったり、例えば医療機関を受診してそれで終わりということではございませんので、その間に保健師の訪問であったり、いろいろな心の相談会を利用していただいたりということで、その方その方の、心の問題というのはもちろん長期化すると思われますので、そこについては臨機応変に対応していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私からも、今までの質問にちょっとかぶる部分もあるかもしれませんが、ちょっと確認の意味も込めてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、傷病支援金についてなんですけれども、金額とか云々ではなくてですね、この部分というのは今やり取りの中にもありましたが、直接的に身体的外傷だけではなくてやはり精神的外傷というのはすごく大きなものになるというのは御承知のことと思いますが、この対象者の記載が「犯罪行為により傷病を受けた者又はその家族」ということで、すみません、読み取り方がおかしかったら指摘していただきたいんですが、その本人または家族ということは、結局そのどちらかに限定されるのか、それとも精神的な被害というものは、例えば家族全員にもしかすると行き渡るものになってしまうのか、何かその辺のちょっと解釈の仕方が、例えばこれ町民の皆様、条例施行されてみたときに、ちょっと迷われないように確認しておきたいのがまず1点目でございます。

あと、第6条の実施体制についても、前議員の皆様のやり取りの中で確認いたしましたが、ただこの分野やはり課題が多いというか、まず刑事民事手続のサポート、もちろん経済支援、医療、福祉、住宅、あと仕事を失えば雇用、あとは2次被害ですね、特に誹謗中傷のサポート、それからもちろん個人情報の保護、いろいろ様々多岐にわたると思います。そうなってくると、当局の皆様の横のつながり、連携はもちろんのことを、地域の自治体、警察、病院、それからもちろん民間団体、民生委員さん、様々な協力体制が必要かなというのも課題かと

思うんですが、ただあまりにも範囲を広げてしまうと、逆にちょっといけない部分もあるのかなと思ひまして、その実施体制について少し、しっかりお考えがあればですね、そこをお聞き、確認できればと思います。

あと、もう一つ、最後の部分ですね、第9条、施行に関し必要な事項は町長が別に定めるといふことで、第8条まで読んでみてもやはり細かい部分といふのはなかなかこの条文からは読み取りがもちろん難しいので、必要な規則事項について町長が定めるといふんですが、この施行については条例が1月1日からでございますが、この細かな部分も同時進行といふことで理解してよろしいかどうかお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 対象者につきましては、本人または家族ということですので、どちらかというような形になります。

それから、あと第6条につきましては議員おっしゃるとおりで、かなり幅広い支援が必要になろうかと思ひます。ただ現在保健福祉課では、雇用についての相談も受けております、それから経済的などころといふところで、今地域包括ケアといふような形も、今小さい枠の中ではありますが現在も実施しておりますので、あとは事例を踏みながら、いろいろ逆に、この犯罪条例の関係から新たなネットワークをつくっていくといふことも多分あろうかと思ひますので、これからの課題としてもできるだけその方に寄り添った支援といふことで、ネットワークが広げられればいかなっていふふうを考えております。

それから、条例につきましては本当に大枠のところを制定させていただいておりますので、条例の施行規則といふことで、細かい部分については現在調整をしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうしますと、1点目の支援金については御本人もしくは家族といふことで限定されるといふことは理解いたしました。それをしっかり、この対象になってほしくないんですが万が一対象になった町民の皆様にはしっかりとそこも御理解いただくことも必要かなと思ひますので、その点御周知ですね、お願いしたいと思ひます。

あとは実施体制についても、やはり今後またさらに課題も見つかってくると思ひますので、そこも踏まえてまたちょっと柔軟にかつやはり長期的にっていふ部分はどうしても必要と思ひますので、継続的な支援体制の構築をお願いしたいと思ひます。

あとは、最後、実施についてなんですけれども、条例自体は1月1日からで、今その実施に向けていろいろ検討されているといふことで、すみません、ちょっと答弁をもう一度理解し

たいんですけれども、同時に発出ではなくてちょっと遅れてから周知なり広報なりされると
いう理解でよろしいでしょうか、その必要な事項についてですね。1月1日から出るのでは
なくて、後から出てくるような感じ、同時ですね、同時ということで、分かりました。じゃ
あしっかりですね、そこはまた注視していきたいと思しますので、よろしく願いいたしま
す。

質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、
これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討
論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 南三陸町下水道事業の設置等に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第38号南三陸町下水道事業の設置等に関する条例制定
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第38号南三陸町下水道事業の設置等に関
する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、下水道事業について令和5年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計
に移行するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第38号について細部説明をさせていただきます。
ます。

議案書は6ページからになります。

議案関係参考資料2冊のうちの1、これも6ページをお開き願います。

南三陸町下水道事業の設置等に関する条例の制定でございます。

町長提案説明で申し上げましたとおり、下水道事業について令和5年4月1日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計へ移行するため本条例を制定するものでございます。

条例制定の主な理由といたしましては、参考資料6 ページ上段1にありますとおり、本町の下水道事業は袖浜地区の漁業集落排水事業が供用開始から30年、伊里前地区の下水道事業が20年経過し、近年老朽化が進み更新工事などを国の補助を当てながら実施しております。今後も将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していくためには、発生主義、複式簿記を採用した公営企業会計方式により事業の経営成績や財政状態を把握し、その分析を通じて投資計画と財源計画の収支均衡する健全な事業に取り組む必要がございます。

また、持続可能な経営基盤を確保することを目的として、平成27年に国から全国自治体に対しまして下水道事業などの法非適用事業について地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう要請があったものでございます。

人口3万人以上の市町村につきましては、令和2年度までの集中取組期間までにほとんどが移行を終えてございます。3万人以下の市町村は、令和5年度末まで移行するよう求められております。県内ほとんどの市町村は、令和4年度末まで所要の手続を済ませまして、令和5年度から法適用し公営企業会計へと移行する予定となっております。

それでは、本条例の概要でございますが、6 ページ中段2にありますとおり、地方公営企業法の規定に基づき公共下水道事業と漁業集落排水事業を合わせた下水道事業としての公営企業の設置、経営の基本などの必要な事項を条例でそれぞれ定めるものでございます。

本文第1条では、地方公営企業としての下水道事業の設置、第2条は法の適用範囲を財務規定とする一部適用を、第3条では経営の基本原則、重要事項を定めております。第4条から第7条までは水道事業に準拠し、重要な資産の基準、地方自治法の適用除外、そして業務状況の公表などについて定めております。

施行期日は、令和5年4月1日としています。

既存の下水道事業に係る条例につきましては、本条例の附則において廃止、一部の改正を行うものでございます。漁業集落排水事業基金条例、公共下水道事業基金条例は廃止となります。

資料、次の7 ページを御覧願います。

そのほか、関連する条例として附則3項におきましては、南三陸町行政組織条例の一部を改正する内容でございます。現在上下水道事業所の分掌事務、合併処理浄化槽の設置に関する

事務を他の課へ移行するため、上下水道事業所の分掌事務から削除する改正でございます。

次に、8ページをお開き願います。

附則第4項関係でございますが、南三陸町特別会計条例について特別会計として現在規定されております漁業集落排水事業会計、それから公共下水道事業会計を削除し、条例名を市場事業特別会計条例とするものでございます。

次のページ、9ページを御覧願います。

附則第5項関係では、漁業集落排水処理施設条例について、その設置、施設の名称、位置等について新条例において規定するため、削除するものでございます。

地方公営企業法適用を行い、公共的財産であります下水道施設をこれからも適切に維持するため財政情報を整理し、その企業性格を生かし能率的な経営の下、より一層経営の効率化、健全化に努めてまいりたいと考えております。

また、地方公営企業法の適用は主に会計方式の変更となりますので、利用者の皆さんに直接の影響はございません。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数、議案書の6ページ、参考資料も6ページ、条例の概要について伺いたいと思います。

まず、第5条なんですけれども、職員の賠償責任ということで40万円、これたしか水道会計も40万円でしたっけ。公営企業としては病院は100万円だったと記憶しているんですけれども、そういった金額までは免除っていうか、40万円までは賠償責任が生じないで免除という形なんですけれども、それ以上なった場合には議会の同意ということなんですけれども、議会の同意があれば、例えば50万円でも100万円でも免除になるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 議員おっしゃいますとおり、免除をされる金額これが40万円で、それ以上になりますと議会の同意が必要ということになりますので、同意がなければ免除できないというようなことになります。50万円であれば議会に同意を求めて、同意をいただければ免除する、同意がいただけないのであれば免除はできないというような取扱いになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 議会の同意が必要だということで、50万円で賠償責任が生じた場合は、議会の同意があればそちら免除になるということなんですけれども、ただしその議会の同意ということなんです、満額でない場合っていうか、そういう場合が生じるのか。例えば100万円の賠償責任があつて、昨今の賠償責任じゃないですけれども、その何割かがつていうようなことは、こういった条例の中では規定になっているのかどうか。そのケースにもよるんでしょうけれども、昨今町長、前の一般質問で質問したとおり、水道を出しっ放しにして300万円、1,000万円、プールの水を出しっ放しにしてっていう、そういう事例もあるものですから、そういったところの対処っていうんですか、この条例ではできるのか、できているのかいないのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 今のところ水道事業にしても、そういった事例が当町ではないものですが、よその町ですと職員が出し、閉め忘れということはないんですけれども、職員が賠償責任を負った、その理由等ですね、その内容によって要は免除をしなければならないものに対しては40万円以下は町長において免除しよう。場合によって、その事案の責任の重さにもよるんですけれども、免除が40万以上で、100万円であれば、免除がどうしてもやっぱり必要ですねということで、それを議会のほうに同意を求めるといような内容でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません。決算のたびにそろそろ、漁集っていうのはいつまで、要りますかねっていう話をね、何回かしてきたと思うんですけれども。そのときに使用料が、下水道とその漁業集落排水では違うので、その辺りのギャップがネックだよっていう話はずっといただいていたと思います。今回、条例としては企業会計化するよという内容なのでそこまでの記載はないんですが、その懸案事項であった使用料のギャップ、このあたりはどのように検討されているのかお伺いしたいというのが1つ目。

それから、基金条例、一緒に廃止になりますけれども、会計自体なくなりますからその基金もなくなるんですけれども、合わせて2,730万円ぐらいあると思うんですけれども、それが新しい企業会計の中で滞りなく移行して適切に扱われるのかどうか、その辺りどのように作業を進めているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） まず、使用料の関係でございますけれども、以前から金額が違うということで御指摘を受け、検討をしているところでございますけれども、早々に同一料金にするということは、スタートからですね、は考えてございません。時期的にいつになるかということは申し上げられませんけれども、検討して早いうちに同額になるよう検討を進めているところでございます。

それから、基金2,700万円ほど合わせてありますけれども、実際基金を使うのは起債の償還利子だったりということに充てさせていただいています。今回のこの公営企業会計移行に当たっては、基金は全部一般会計のほうにお返しをするということで、会計課、一般会計のほうと協議しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 使用料については、今後の引き続きの検討課題ということだと思いますが、何せ令和5年度末には必ず移行しなさいよと期限が切られているものですから、その辺りは、だましだましっていう表現がいいかどうか分かりませんが状況を見つつ、利用者の方の数の推移もあると思いますので、引き続き長く見ていかなければいけない部分かなと思いました。

基金はあれなんですか、一般会計にお返しするんですね。今、もともと、要はその漁集分と下水分とあったわけですから、会計が一緒になったときに合わせて2,700万円というものを、こっちは漁集分、もともと漁集のものだから漁集分、こっちは下水のものだから下水分と色をつけて保管しておいて別々に対応するのかなと思ったら、そもそも一般会計にお返しするという感覚なんですね。その辺り、どういう理由かお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 返す時期につきましては、年度内ということではなくて、一旦新会計において基金を企業会計に入れて、そこから一般会計にお返しをするということで、その基金が積まれていた状況っていいものは、今までの収支の中で一般会計から繰入れを行って、経費支出をして、残った部分を基金のほうに積み立ててきたわけでございますので、企業会計からすればぜひとも頂きたいお金ではありますけれども、何ていうんですかね、どっちで持つという決まりはないんですけれども、そこはうちのほうの担当課と会計課によって協議をして一般会計に返すということで決定をして、4月以降に新会計のほうからお返しをするということに決定しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） なるほど。今、一瞬本音が聞こえてしまったような気がしますけれども、どういった会計であっても、どういった部署であっても予算というのは引っ張り合いになることは当然ではあるんですけども、協議の結果ということですからそのように、もともと要は一般会計から出していた分の残りだよねという理論からいけば、それはそっちの財布にそのまま入れっ放しはおかしいんじゃないのっていう道理は立つのかなとは思いましたが、きちんとしてあったということは利用する目途というかそれがあったわけで、そこに基金として積まれていたわけですから、それがなくなるわけですから、やっぱりその会計上は苦しくなる部分とか、もしくは何か突発的な事象があったときに対応することが難しくなる懸念もありますので、その辺りは、そういったその余裕がなくなったということも含めての会計全体としての運営が求められていくと思いますので、その辺りどのように気をつけていくか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） まず、議員おっしゃるとおりでございます、企業会計に持って行って複式簿記をするということでございますので、そういった突発的、突発的といましても予想がされるそういった事態に対しては、経営の現状分析等を行いますので、新たな企業会計の中で対応していかざるを得ないというようなところで考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 南三陸町個人情報保護法施行条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第39号南三陸町個人情報保護法施行条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第39号南三陸町個人情報保護法施行条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法において条例で定めることとされた事項等を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第39号南三陸町個人情報保護法施行条例の制定について細部説明を行います。

議案関係参考資料の2冊の1、11ページを御覧ください。

最初に、個人情報保護法の改正の全体像を御説明いたしますと、現行の個人情報保護制度はそれぞれの主体、行政であったり独立行政法人であったりそれぞれの主体により別々の法令等を根拠に適用されてきておりました。それが、デジタル改革関連法により国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、それぞれ3つの法律が統合され個人情報保護法に統一化されたことに伴い、町の個人情報保護条例につきましては個人情報保護法で委任された事項を定めることとなったために、個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

12ページにつきましては、改正の概要について記載をしております。同じ規律の下、全国的なルールを法律で規定されるといったものになります。

次に、議案書の10ページを御覧願います。

今申し上げましたが、本条例につきましては個人情報保護法で委任された事項について規定することとなります。

第2条の第2項では実施機関として執行機関を規定しておりますが、国では立法機関である国会を除いていることから、本町といたしましては議会を実施機関から今度は除くというものにしております。

第3条は個人情報ファイルについての帳簿の作成、公表を義務化するものでございます。

第5条につきましては開示請求に係る手数料を規定しておりますが、これまでと同様、開示請求に係る手数料は徴収いたしません。写しなどの供与の場合は実費相当額を徴収する旨を規定してございます。

附則におきましては、条例の施行日のほか、現行条例の廃止を規定してございます。

なお本条例制定に当たりましては、南三陸町情報公開個人情報保護審査会へ諮問したほか、パブリックコメントを実施した上で提案をさせていただいているところでございます。

以上で細部説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 改正の概要、少し複雑なんですけれども全国的に統一ルールにするよと。今まで、個人情報保護条例というのが、南三陸町個人情報保護条例というのがあったんですけれども、それ廃止してこっちに変えますということだと思うんですけれども、第4条になりますか、個人情報保護管理者というのを定めなければならないというような規定があるようであります。これ、今までもいたんでしょうか。まず、そこをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） これまでも、安全管理措置を講じなければならないということで、義務づけにはなっていなかったもので、特に自主的には設けてはおりませんでした。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうしますと、置かなければいけないと条例に定めたわけですので、定めなければいけないと思うんですけれども、これ具体的にはどうか、どういった方がなるんでしょうか。庁舎内に1人責任者としているのか、課長とか町長とかが充て職でなるのか、もしくはもっと事務レベルの職員になるのか。どういった扱いでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現在の個人情報保護法におきましても安全管理措置を講じなければならないという規定はございますので、義務的にはないんですが、あえて町としてですね、自主的に個人情報保護管理者を置こうという規定を設けたというものでございます。この安全管理措置を適正に実施するために、個人情報の取扱いに関する責任者という役割を担いまして、個人情報の取扱いに関する職員向けの研修会でありますとか、あるいは取扱事務の運用に関する管理監督、それとあとは指導助言、そういったものを行う役割になっております。現在のところは、一定の個人情報に関する責任の所在を明確にするという意味合いもございまして、当職がその役割を担うことで方向性としては持っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 参考資料の13ページについて伺いたいと思います。

請求から開示までの日数なんですけれども、15日から30日に変ったということなんです、それは上位法が……。 （「それは40号」の声あり） 次、すみませんでした。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。2点ほどお伺いします。

現行のと今回の条例改正に大きく変わったところの説明がほしいんですけども、その辺が1点。

それから、パブリックコメントをなされたようですけれども、その中でどのような意見があったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 大きく変わった点ということは、国の個人情報保護法で全国的に個人情報に関する保護が統一化されたということですので、個人情報保護条例の改正ではございません。個人情報保護法に基づいて条例に委任された部分を定める条例の制定でございますので、一部改正とかではございませんのでそこは御理解いただければと思います。

そういった中で、これまでとの違いという部分は、先ほど6番議員が申し上げた部分もありますが、法律そのもので、先ほど次の議案の条例改正について10番議員が御質問しようとしたのですが、そもそも法律で開示請求までの期間が、町ではまずは15日まで、プラス延長という形で相当期間を延長するといったような規定でございましたが、今回は法律によるものとされてございますので、個人情報保護法では30日までに開示の決定を行わなければならないと。それに、そのプラスアルファの延長がまた30日と規定されております。そこが、ここでは見えませんが、後ほどの部分でその部分は見えてくるのかなと。そこが大きく変わったところだと思います。

パブリックコメントにつきましては、1か月間行いましたが、意見はございませんでした。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員、上下水道事業所長が退席しております。

日程第7 議案第40号 南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第40号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第40号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正及び南三陸町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第40号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正及び南三陸町個人情報保護法施行条例の制定に伴い改正するものでございます。

議案関係参考資料の2冊の1の13ページを御覧ください。

まず、第1条関係でございますが、南三陸町情報公開条例の改正でございます。個人情報保護制度におきましては、その根拠が条例から個人情報保護法に変わることにより、開示決定までの期間が15日から30日、開示決定の延長の期間が相当期間から30日に変更となります。

個人情報保護制度と情報公開制度につきましては、言わば車の両輪ということでもございますので、情報公開制度におきましても個人情報保護制度と同様に、それぞれの期間を30日と改正するものでございます。

なお、本改正につきましては30日で決定をするという趣旨ではなく、これまでどおり可及的速やかに決定するといった対応に変わりはありません。

次に、議案関係参考資料14ページを御覧願います。

第2条の南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正でございます。第2条の所掌事務につきまして、当該審査会の所掌事務は大きく2つございます。1つは、行政不服審査法に基づく審査庁としての事務、2つ目が地方自治法に基づく附属機関としての事務となります。

第1号の改正につきましては、審査庁としての根拠が条例から法律に変わることに伴います改正となります。実質的な役割等については変わりはありません。

第2号の改正につきましては、議案第39号の施行条例の制定により、審査会に諮問できる事項を列挙したことから、その条項を規定したものでございます。

第6条の改正におきましても、根拠が条例から法律に変わることに伴う改正となっております。

なお、条例の施行期日は令和5年4月1日からとするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 改めて伺いたいと思います。

今回、課長の説明あったように条例から保護法に変わって、開示までの日数っていうんですか、15日から30日変わったと、そういう説明を受けました。その中で、課長言われたように、30日になったからということでそこまで延ばすって言ったら表現おかしいんですけども、そうじゃなくて、開示できるような状況になったら速やかにというか早めに開示するという、そういう説明がありました。そこで伺いたいのは、課長そういった気持ちでも、やはり条例から保護法に変わることによってこれまで開示する内部的な手続っていうんですか、審査のいろいろな部分があったんでしょうけれども、その中で今回この法に変わることによって開示までの手続に何ら加わる部分っていうんですか、審査する上で、そういった部分が生じたのか、従来どおりなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 必要な手続等について何ら変わるものはございませんので、そこは特にありません。ただ、議員おっしゃっていますその15日から30日ということの日にちが条例上は延びるわけでございますが、可及的速やかにやることにおいてはこれまでと変わりはないということです。

ただ現状、情報公開、開示請求が来たときに、今までも15日ぐらいで終わっている案件もご

ございますし、それぞれの請求するそのボリュームによって実際変わってきていると。細かく見てはいませんが、大体平均するとやっぱり1か月程度はどうしてもかかっているのが実情です。長いものでは、やはり60日ぐらいまで実際かかっているのもあります。そこはボリュームに応じて、その日数については変化はしてくるというのは御理解いただければと思います。

ただ、現行の条例ですと15日プラス相当期間ということでお尻は明確に定まっています。今回の改正では、30日プラス30日とお尻が結構明確に決まっているという部分もございますので、これまでと同様、のんびりとやっているようないとまはないということは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） その部分、分ったんですけれども、そこで私再度伺いたいのは、法に移行することによって今までの審査の段階から、例えば新たに審査会を必ず開かなければいけないとかそういった部門の縛りっていうんですか、そういったことが出たのか、それとも法に変わっても従来どおりの開示方法で審査するっていうそういうことなのかの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） そういう意味でも申し上げたつもりなんですが、手続上何ら変わるものはございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点伺います。

ただいまの総務課長の答弁で分ったんですけれども、私も何回か開示請求しているわけですが、15日以内に出たためしはないんです。ボリュームの量にもあるってお伺いしましたけれども、それは分かるんですけれども。むしろ今、法に改正すると後ろが決まっているから、30日、それで足りないときはまた30日でお尻が2か月っていうことで決まっているから、むしろ私にとってはよくなったのかなって思うんですが、今までですと15日で必ず延長が来るわけです。そうすると、いつ出てくるんだろうって、出てくるのが忘れるぐらい遅かったんですけれども、絶対今度は後ろが30日以内となったので、確かに出す側とすればいろいろな忙しさが、なってくるんですけれども、その点はきちんと30日を守ってやっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 期限については、条例のとおり目指してやっていくことには間違いはないんですが、はるかに60日も超えるような請求が一度に出されますと、当然物理的に無理なものは無理と言わざるを得ませんので、60日に出せるものをここまでという縛りを若干加えて行うことも可能かと思えます。1つのボリューム、1つの請求で4件も5件も出てきますと、どうしてもやはり時間がかかってしまう可能性もありますので、ここまでは60日まで頑張りますという部分はもしかすると出てくるかもしれません。それはちょっと運用上でそういった取扱いにならざるを得ないのかなと思えます。ただ、非常にまれなケースではあると思えます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第41号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第41号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い本町職員の定年年齢の引上げ等を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第41号南三陸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明いたします。

議案書は15ページから、議案関係参考資料は2冊の1の16ページからとなります。説明が少し長くなります。あらかじめ御了承いただければと思います。

議案関係参考資料で説明いたしますので16ページを御覧いただければと思います。

まず、本改正の趣旨でございますが、昨年6月に令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げる改正地方公務員法が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものです。

定年引上げの概要ですが、1点目といたしまして①に記載のとおり定年年齢を2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げるほか、65歳定年の医師などにつきましては70歳へ段階的に引き上げるものでございます。

2点目といたしまして、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。表に記載の管理職手当支給対象職員を、管理監督職勤務上限年齢60歳を指しますが、その翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職等へ降任等をさせるというものでございます。

3点目といたしまして、①の60歳超職員の給与につきまして、当分の間60歳に達した日の後の最初の4月1日以降7割の水準にするものでございます。

17ページに参りまして③ですが、60歳に達した以降7割水準となった職員が定年前に退職する場合不利にならないよう、当分の間7割措置前の俸給月額で算定する、いわゆるピーク時特例により、現行の60歳定年と同様の退職手当の算定をするものでございます。

4点目といたしましては、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳に達した日以降定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務職員に採用することができるというものでございます。参考までに、現在の再任用制度の短時間勤務職員との違いを表に表しております。

5点目は情報の提供、意思確認制度の新設でございます。60歳に達する年度の前年度に情報提供と併せ60歳以後の勤務の意思を確認する制度でございます。

18ページには、段階的引上げのスケジュールを表にしております。例えばですが、令和4年度年齢が58歳の管理職職員につきましては、60歳に役職定年制により降格の後、定年が段階的に引き上げられておりますので62歳定年となり、63歳から65歳までは暫定再任用として勤務が可能と、そういったような見方をいただければと思います。

暫定再任用制度は後ほど御説明いたしますが、現在の再任用制度と同じ扱いになりますが、令和14年度には定年が65歳となるために再任用制度自体がなくなることから、暫定という取

扱いをしております。

次に、条文関係の改正について主要部分を御説明いたします。これまでの説明と重複する部分がありますが、あらかじめ御了承いただければと思います。

19ページをお開き願います。

(1) 第3条では職員の定年を60歳から65歳、医師は65歳から70歳に改正するものです。

(2) 第4条では特例として勤務延長について改正するものでございます。

(3) 第6条は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲を新たに規定をするものでございます。

(4) 第7条では管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定するものです。

(5) 第8条ですが管理監督職勤務上限年齢により降任する際の遵守すべき基準を新たに規定するものでございます。

(6) 第9条につきましては管理監督職勤務上限年齢により降任すべき職員を、異動期間を延長し管理監督職として勤務できる特例を規定をするものでございます。

(7) の第10条は異動期間の延長に際しあらかじめ職員の同意を得なければならないといった旨を規定するものでございます。

20ページに参りまして、(9) 第12条、第13条につきましては定年前再任用短時間勤務職員の任用について新たに規定するものです。あわせまして、気仙沼本吉地域広域行政事務組合を60歳に達した日以降に退職した者についても同様に本町の短時間勤務の職に採用できる旨を新たに規定をするものでございます。

(10) から (12) の制定附則等につきましては、令和13年度までの2年に1歳定年引き上げられることなどの経過措置を設けております。

(13) 附則の第5項から第12項までは、先ほども説明いたしましたが、定年が65歳となるまでの間、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度について規定をするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和5年4月1日からとするものですが、附則の第21項につきましては、施行日前であっても必要な情報提供、意思確認が行えるよう、公布の日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。何点か伺います。

まずもって、19ページの、医師及び歯科医師の定年年齢については65歳から70歳に改正する
とございます。65歳過ぎて、例えば66歳で定年しますよっていう場合は、70歳が定年となっ
ているので定年前退職になるかと思われるんですけども、そのときの退職金の計算は、70
歳前ですので定年前ということの扱いの計算になるのか、それともどうなのか、その辺お伺
いします。

それから、一応町の条例では2年にかけて65歳退職になるわけですけども、第9条の中で
管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任期の制限の特例っていう新設が、
新しくつくったものがあります。その中では、65歳で定年なんですけれども60歳過ぎた場合
管理職を降りなきゃならないって本文のほかに9条、そうするとこれを読みますと管理職を
やっても、特例で管理職をやることができると解するんですけども、それでいいのか、そ
の辺お伺いいたします。

それから、第12条、第13条、定年前再任用短時間勤務職員の任用とあります。これは、現在
職員としているほかに、60歳に定年した場合、この例では気仙沼本吉地域広域事務組合を
退職した人が役場に入った場合のことを規定してるわけですけども、これはまた新たな給
料表に、7割の給料表になっていくのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 医師もそうなんです、一般の職員につきましても定年前、定年が
延長されている間に定年前に辞める、例えば63歳定年の方が60歳で辞める、あるいは61歳で
辞める、そのときに退職については、本来であれば自己都合という、自分の意思で辞めます
から自己都合の退職になりますが、退職手当の算定に当たってはピーク時の算定方法になる
と。一番高かったとき、辞めるときですね、自己都合じゃなくて、定年扱いのピーク地特
例というものを適用して、不公平がないように措置をするというものでございます。

2つ目の第9条の関係なんです、ちょっとお待ちください。

いわゆる、定年になったにもかかわらず管理監督職を延長する場合という部分では、第9条
のほかに第4条もございます。第4条は、これまでのいわゆる定年延長と同じ扱いでござい
ます。第9条の場合はちょっと趣旨が違うんですが、業務遂行上の特別の事情がある場合に
特例任用として延長ができると。例えば、業務遂行上の特別の事情ということで、例えば3
年間の何かプロジェクトを、事業を推進している上で管理職だった者を継続して特例に要す
る場合であるとか、あとはその職務の特殊性によってポストの欠員の補充が困難であるとい
ったような場合は、この特例任用になります。

同じように、先ほど質問ではございませんでしたが、第4条の延長につきましては、これまでも定年延長をかけた事例も当然町としてございます。いわゆる例外の規定の部分でございまして、例えばその職務、責任に特殊性があったり、欠員の補充が困難であるということの事情で延長を例外で認めたといったようなケースがあります。うちの町に当てはめれば、東日本大震災時に多くの管理職職員が亡くなられた関係もございまして、その補充が困難であったということで、定年を延長された方が複数名ございました。それがこの事例でございます。

それと、短時間勤務の関係でございしますが、気仙沼本吉広域の職員についても、「も」です、「は」じゃなくて「も」です、60歳まで働いた方については町の職員と同様に本町での短時間勤務が可能とするものを規定しているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の説明で分かるんですけども、この新設の部分ですね、今まで第4条の中で特例をやってきた。さらにまたこの9条で新設で、そこをまた特化してやっていくっていう、そういう解釈でよろしいでしょうか。今までどおりですと第4条でやってきたんですけども、なぜこの9条を新設をするのか、その辺も詳しくお願いします。

それと、短時間労働、定年すると7割の給料になりますけれども、短時間勤務になると7割、同じくなるのか、また別表を使うのか、その辺、お伺いします。

それと、退職金の算定に本俸が基本となると思うんですけども、管理職手当はそれに除外されてると思うんですけども確認の意味でお伺いします。本俸とは切り離して考えていると思うんですけども、その辺の御説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初の1つ目の御質問の中で答弁が漏れていましたけれども、短時間勤務の職員については、当然別に給料表というものが定められることになるかと思えます。

それと4条と9条の違い、4条はこれまでの改正です。9条は、新たに特例任用という形で設定させていただくものでございます。いわゆる、同じように、特別の事情については同じなんです、その中身の具体の中の理由といいますかね、事情がちょっと異なっています。先ほど例を挙げて申し上げればちょっと分かったのかなと思ったんですけども、かえって分かりづらかったのかどうなのか分かりませんが、若干違います。いわゆる人がいないのか、人がいないという部分は同じなんです、職務の特殊性とかそういったものが第9条になってきます。そこは御理解いただければと思います。

あと、退職金の算定で管理職手当はですね、特に算出上は何もなかったと思います。あくまでも勤務した年数でありますとか、あといわゆる給料の格付の問題でありましたりとか、手当が幾らだからという算定はなかったと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにありますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、こういった定年の延長ということなんです、そこで伺いたいのは、これまでこの表にあるように必ず再任用っていうんですか、そういった方もおられないと思いますが、そこで近年どれぐらいの方たちがこの再任用を利用していたのか伺いたいと思います。例えば、7割とか8割とか9割とかそういった大まかな形でよろしいので。

次に伺いたいのは、60歳定年で基本給の7割ぐらいになるという、そういう説明でした。そこで新たに、16ページの下の②にあるように、7割に下がって、これまでの役職手当等の分で二重に下がるという形で、そこでうたわれてるのは管理監督職勤務上限年齢調整額というそういうことで、ある程度何か基本給見られるということなんです、そこで最終的な形で約7割程度プラス幾らかで、実質のダウンというんですか、それが各個別で違うんでしょうけれども、おおよそ何割ぐらい、例えば7.5割とか8割とかそういった形になるか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

3番目としましては、医師の定年の延長ありましたけれども、そこで医師の方たちの給料もやはり7割ぐらいになるのか、その点伺いたいと思います。

あと、もう2点ほどあるんですけれども、延長が切れたといいますか、今でもこの何年かでも65歳以上になった職員の方たちの、65歳以上の扱いっていうんですか、もし働くという場合の扱いはどのようになるのか。例えば、今働いておられる普通のっていったらおかしいですけれども、一般の会計年度職員のような形で働いていただくのか。その点、確認をお願いしたいと思います。

あと最後なんですけれども、こういった定年延長ということなんです、そこで当町においてのこの定年延長を見据えて、定数管理っていうんですか、年代ごとのバランス、当然それを考慮して新たな新規採用等も行っているんでしょうけれども、そのところをうまくこの定年延長と絡み合わせて、マンパワーの部分をどのように今後管理していくのか、これからだと思いますけれども、基本的な形で考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初に、現在の再任用、どの程度応じているといたしますか、再任用として働いているかということですが、短時間勤務と別に度外視してですね、フルタイムも合わせてですが、具体の数字はないですが、もう90%以上という状況下でございます。

それと、先ほどの16ページの（3）の部分なんですが、これもちょっとややこしい話なんです、例えば役降り、いわゆる役職定年の日というのは、私が例えば9月30日生まれであれば10月1日からはそれに該当しますが、10月1日を次の最初に訪れる4月1日までそのまま管理職として、いわゆる年度で延長はできると、年度といたしますか同じ年度で延長ができることにもなりますので。ただしもし10月1日に役職の定年という形になれば、そこで役職を降りるということで当然給与の格付も下がりますので、その下がった上にまたさらに4月1日以降7割なのかということになると不公平感が出てくると。それを調整、埋め合わせるのが、管理監督職勤務上限年齢調整額と言われるものでして、最終的には7割までに、当初の7割に落ち着かせるための調整額を支給するというものでございますので、70数%なのかどうなのかというお話でしたが70%です。

それと、医師の定年延長においても7割水準の給与体系になるのかということですが、そのとおりでございます。

あと65歳以上の取扱いということなんですが、65歳以上の人は会計年度任用職員以外は働いてございません。ただ、ほかからの派遣という形での、されている方はおりますけれども、一般職としては65歳以上は、特別職以外いないのかなと思っています。

それと定年延長に伴いましていわゆる定員管理、あるいは採用計画、これが非常に難しいといたしますか、机上だけではじいても難しい問題なのかなと思っています。現在その策定に向けて取組を始めたところでございますが、特に採用計画につきましてはこれから10年間は2年に1年しか定年退職者がいないと。これまで町とすれば、退職者補充という観点での採用が主でございました。それをやっていきますと、2年に1回しか新規採用者がいないという事態にもなりますので、長いスパン、この10年間を見据えた中で平均的に毎年埋め合わせを行っていかねばならないのかなと思います。学卒者を2年に1回しか受け入れないという事になりますと、高校生、大学生の就職にも影響しますし、それよりも後段にその2年に1回しか採用しなかったがゆえに年代層にばらつきが出てくる可能性もございますので、そこはまずは平均にならした上で、毎年採用はやっていかねばならないのかなと考えております。

あと、定年延長に伴いましての定員についてもですが、なかなか60歳以降になりますと働く

意思があっても体がついていかない場合も往々にしてありますので、一定の計画はつくりますが、そのとおりにいくかどうかは毎年ローリングをしながら多分やっていくようになるのかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） いろいろ聞いたんですけども、そこで再任用を利用されている方は現時点ではほぼほぼ90%以上ということでそこは分かりました。

そこであと、2番目に伺った7割減から、そして実質幾らだということで聞いたんですけども、それは単年度というか1年度限りで、その手当っていうのはなくなるということでしょうか。7割減になって、今までの役職手当の分が減るということで説明あったんですけども、それについて課長が誕生日から年度末の3月末までその差額分を見るという、そういうことだったという答弁でいいのか。それとも、その7割減になって課長職なりの役職手当の分を幾らかでも見るということなんですが、それはずっと7割プラスアルファで定年まで続くのか、その点の確認をお願いしたかったんですけども。再度その部分のお答えをお願いしたいと思います。

あと……医師の部分に関しては分かりました。あと、定数管理のほうなんですけれども、やはり、今年も1次試験5名でしたっけ、下に貼られてましたけれども、そういった中で先ほど同課長答弁あったように机の上で考えてやるようにはいかないというそういう答弁ありました。そこで、今後定数管理に関しては、新規採用と、あと昨今どうか分からないですけども若くして職を退職するっていうそういう職員も近年見受けられたようですので、その点に関する補充っていうか、当然、中途採用というか社会経験……中途採用みたいな形も進めているようですが、そのところの見通しっていうか、管理の方法をまた再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 7割という部分はいわゆる定年までです、あくまでも。定年までしか7割の制度はございませんので、7割水準の給与についてはそういうことになるかと思えます。

それと中途採用とか、いろいろございますけれども、今、現時点で明確に御回答はするような材料もございませんが、いずれ退職者補充という部分の、ある程度は当然考えなきゃない。それは当然だと思います。ただ、一方で定年延長なる人も考えなきゃない。暫定再任用のフルタイムの人がどれぐらいいるかも考えなきゃない。そういうのを全てトータルして考えま

せんと、前段でもっとお話しすればよかったんですが、いわゆる定年延長なっている7割水準の職員については定数の内数です。暫定再任用のフルタイムもそのとおりです。短時間勤務だけが定数外になりますので、そういった部分の数字をにらめっこしながらですね、計画をつくっていかなきゃならないのかなと思っています。ただ、採用については、2年に1回という考え方は持ち合わせてはいないということで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第42号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第42号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に対応すべく所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第42号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について御説明申し上げます。

本改正につきましては、昨年6月の地方公務員法の改正に伴いまして、令和5年度からの職員の定年引上げに関する11の条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

議案書の26ページをお開き願います。

第1条では議案第41号で御説明いたしました定年引上げに伴いまして暫定再任用制度が新設されることに伴いまして、現行の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案関係参考資料のほうに恐縮ですが戻りまして、2冊の1、33ページからになります。

33ページから53ページまでは新旧対照表でございますが、地方公務員法の引用条項の改正、それと定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務職員制度の導入や文言の修正、定年引上げに係る60歳以降の給与月額、いわゆる7割水準の規定を新たに設けることが主な改正となっております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からとするものです。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第43号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第43号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、令和4年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職の職員の給与を改定したいため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第43号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は32ページから、議案関係参考資料は2冊のうちの2の1ページからを御覧願います。

最初に、令和4年の人事院勧告の概要について御説明申し上げます。

人事院では、民間事業所の個人給与等を4月に調査した結果、月例給については0.23%、金額にして921円、特別給は年間支給割合が0.1月分民間が上回っている結果となったことを受けまして、その格差について、給与については初任給及び若年層の引上げ、特別給につきましては勤勉手当を0.1月分引き上げる内容について勧告をいたしました。

国におきましては、人事院勧告制度を尊重し今年11月11日に国家公務員の給与等の引上げ法案が可決されたことを受けましたので、本町におきましても国に準拠し、月例給、特別給の支給割合を改正するものでございます。

議案関係参考資料の1ページを御覧願います。

1ページの第1条関係では、任期付研究員の給与表の改定でございます。

第1号、第2号研究員とも若年層と言われる1号俸のみの引上げとなっております。

2ページ目は、第2条関係になりますが、職員の令和4年度の勤勉手当の率の改正となっております。一般職につきましては、年間1.9月から、12月の支給で0.1月分引き上げて合計で年間2.0月に、再任用職員につきましては0.9月から0.05月引き上げ、年間で0.95月に改正するものでございます。

3ページからは、給料表の改正となっております。

数字が細かくて、現行と改正案を見比べると大変ですが、職務でいいますと先ほども申し上げましたが主事から主査クラスの若年層を重点とした給与の改正となります。

次に、16ページに飛びます。

第3条関係でございます。第3条関係は令和5年分の勤勉手当の率を、一般職については6月支給、12月支給とも1.0月に、再任用職員についてはそれぞれ0.475月と均等に改正する内容でございます。

17ページからの第4条、第5条関係は特定任期付職員の改正でございますが、特定任期付職

員とは弁護士や公認会計士など一定の指定されたライセンスを持った職員を雇用する場合に適用するものでございまして、本町では該当いたしませんので詳細は割愛させていただきます。

条例の施行日につきましては公布の日からとするものですが、第3条関係第5条の令和5年度の支給割合の改定につきましては令和5年4月1日から施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

任期付研究員について伺いたいと思います。現在何名いるのか、そしてあともう1点は任期つきの研究員の方を今後採用予定っていうかあるのか、またその必要性について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 任期付研究員につきましては、今2名おります。今後の採用につきましては、現時点で何とも申し上げられませんが、研究の必要に応じて新たな採用も含めて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 現在2名ということで分かりました。それで、今後の採用予定なんですけども、当町、一般質問にもあるように様々な問題ではないんですが、状況にあるわけで、今後の採用に関しては積極的に検討するのか、それなりに検討するのか、そのところだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ほかの町にあまり、逆に言えば、任期付研究員とかあまりおりませんので、2名いることが町としての積極的な姿勢だと御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第44号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第44号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ常勤の特別職の期末手当の支給割合を改定したため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第44号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書は45ページから、議案関係参考資料は20ページからとなります。

条例改正の背景につきましては、先ほどの一般職と同じでございます。今回の条例改正では、先ほどと同様に特別給、いわゆる期末手当の支給割合の改定となっております。

議案関係参考資料の20ページを御覧いただければと思います。

第1条関係でございます。事務次官などを国家公務員一般職の指定職の改定に準じまして期末手当を0.05月、年間にしますと3.25月から3.3月へ引き上げるものでございます。

次に21ページ、第2条関係ですが、令和5年度における期末手当の支給割合を6月、12月とも、1.65月の均等にする改正でございます。

なお、本案につきましては南三陸町特別職報酬等審議会に諮問し妥当であるとの承認を得て御提案をさせていただいているものでございます。

条例の施行につきましては公布の日からとするものですが、第2条関係の令和5年度の支給割合の改定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） これまで給与の改定について課長から説明ありました。そこで伺いたいのは、今回の改定で約、全体的にどれぐらいの金額が計上されるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 常勤特別職の部分でしょうか。影響額とすればで（「今までの全部」の声あり）職員も含めてそうですか。（「はい、もし分かれば」の声あり）ちょっとお待ちください。

まず職員の分から申し上げます。給与につきましては、全会計合わせますと427万円ほどのプラスとなります。それに伴いまして、給与改定に伴いまして期末手当として44万4,000円ほどプラスとなります。

今回の改正でもございました勤勉手当につきましては、全改正でプラスの930万円となっております。職員とすれば1,400万円ほどの影響額となっております。

常勤の特別職につきましては、影響額は11万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第45号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第45号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。本案は、一般職の職員の給与制度に準じ議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため必

要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第45号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明いたします。

議案書は、47ページからとなります。議案関係参考資料は、22ページからとなります。

条例改正の背景につきましては、これまでの43号、44号と同じでございます。

議案関係参考資料の22ページを御覧いただければと思います。

第1条関係につきましては、常勤特別職と同様に期末手当を0.05月、年間にしますと3.25月から3.3月へ引き上げるものでございます。

次に23ページ、第2条関係でございますが、議会議員の期末手当につきましては平成28年人事院勧告のまま据置きになっている状況から、6月期、12月期の支給割合が非常にアンバランスになっております。これを、常勤特別職と同様に令和5年度における期末手当の支給割合を、6月、12月とも1.65月の均等にする改正でございます。

なお、本案につきましても南三陸町特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、妥当であるとの承認を得て御提案をさせていただいたものでございます。

条例の施行日につきましては公布の日からとするものでございますが、第2条の令和5年度の支給割合の改定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第46号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第46号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免措置期間を延長したいため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第46号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書49ページ、議案関係参考資料2冊のうちの2の24ページを御覧ください。

本案に係る改正の趣旨につきましては、町長説明にございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免を行うためのものということでございます。

議案関係参考資料24ページを御覧ください。

条例改正の概要でございますが、減免に該当する被保険者について令和5年3月31日まで減免期間を延長するというものでございます。

なお、この減免による減収分は特別調整交付金により交付されることとなっております。

以上、簡単であります但し細部説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。この減免措置に当たりまして、国からの措置が講じられるわけですが、その該当件数と、総額どのぐらいの減免になるのか、金額をお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） これからの申請という形になりますので、令和3年度の実績につきましては13件で、59万9,100円となっております。10分の10の補填があります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに（「なし」の声あり）ないようでありますの

で、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 南三陸町郷土文化保存伝習館設置及び管理条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第47号南三陸町郷土文化保存伝習館設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第47号南三陸町郷土文化保存伝習館設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方自治法に基づく公の施設としての設置を見直し、教育施設の継続を図るため、関係条例を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

今回の廃止条例につきましては、まずその経緯をお話しさせていただきます。

全町的な事務事業の見直しの中で、地方自治法に基づく公の施設として昭和56年4月に開館された郷土文化保存伝習館は、現状貸し館をする旨の設置及び管理条例となっておりますが、実際のところは常駐職員が配置されておらず貸し館としての機能は発揮できない状況にあり、実態としては農工具などの保管や、入谷打囃子の伝承活動に特化した利用形態となっております。

公の施設とするためには、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供することができる体制にしなければならないことから、当該施設の現状は公の施設としての定義に即していないということになります。

したがって、本条例は現状の利用形態からして公の施設としての設置を見直し、教育施

設の継続を図るため廃止とするものでございます。

なお、条例廃止後の本施設は、引き続き教育財産として必要な維持管理の下に現状の利用形態としていくものと考えております。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点、伺いたいと思います。

この伝習館なんですけれども、以前は20年ぐらい前には結構借りてやっていたって、そういう記憶があるんですけれども、昨今そういった貸し館っていうんですか、そういった利用もなかったということで今回こういった手続になるということなんですけれども。そこで、今後教育財産としてあそこの施設は利用していくということなんですけど、具体どのような形で今後していくのか、従来どおりの利用にするのか、その点を伺いたいのと、もう1点伺いたいのはこういった、今回郷土文化保存なんですけれども、文化的な保存施設っていうかそういったものは今後検討できないのか、復興以来箱物はもう終わりだというそういう流れもあるみたいですが、その必要性とか、今後の考え等を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 現状として、先ほど御説明申し上げましたように農具や民具や、それぞれたくさんものを収蔵している部分、それから入谷打囃子の伝承活動の場として今後も引き続き利用していくものと考えております。

それから、ほかにも収蔵施設ありますけれども、現時点においては各施設において、地域性を持ったものがそれぞれ収納されておりますので、現状の維持の方向がいいのではないかと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 現状の維持ということで分かったんですけれども、今後、全町的な形として、魚竜とか、農耕をはじめ、例えば戸倉の鹿子躍りとかそういった形の伝統文化、そういったものを展示なり、見ていただくような形の場所っていうんですか、施設、そういったものが私は必要だと思うんですけれども、そういったことに関して今後どのような方向で進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 町内には、今お話しのように様々な施設もございまして

それを1か所にまとめて一括してっていうお話ではないかなと思うんですけども、繰り返しになりますけれども、現時点ではそれぞれ地域の特性を持った物が収蔵されておりますし、あとはその環境整備っていうところも考えたりしますと、なかなか、現状維持が妥当ではないかなと考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにもございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時39分 延会